

2020 年 1 月

発行登録追補目論見書
(無登録格付に関する説明書を含む)



クレディ・アグリコル・
コーポレート・アンド・インベストメント・バンク

クレディ・アグリコル・
コーポレート・アンド・インベストメント・バンク
2025年1月31日満期トルコ・リラ建ゼロクーポン社債

－ 売 出 人 －

安藤証券株式会社

クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2025年1月31日満期トルコ・リラ建ゼロクーポン社債（以下「本社債」といいます。）の元金はトルコ・リラで支払われますので、日本円とトルコ・リラ間の外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。

（注）発行会社は、他の社債の売出しについて訂正発行登録書を関東財務局長に提出することがありますが、かかる他の社債の売出しに係る目論見書は、本目論見書とは別に作成および交付されますので、本目論見書には本社債の内容のみ記載しております。

本社債についてのリスク要因

本社債への投資には、一定のリスクが伴う。各投資家は、本社債へ投資することが適当か否か判断するにあたり、以下に掲げるリスク要因およびその他のリスク要因を検討する必要がある。ただし、以下の記載は本社債に含まれるすべてのリスクを網羅した完全な記載を意図したものではない。

本社債につき支払われる金額

本社債の元金はトルコ・リラで支払われる。かかる元金の支払額の円貨相当額は、償還時に有効な日本円とトルコ・リラ間の為替レートにより異なる。そのため、円貨により投資を行った者は、本社債に対する円貨による投資額を全額回収することができない場合がある。したがって、日本円とトルコ・リラ間の為替レートなど外国為替相場の変動に関連したリスクを理解し、かつかかるリスクに耐えることができ、さらにかかる変動が本社債の価値にどのような影響を及ぼしうるかを理解する投資家に限り、本社債の購入を検討すべきである。

金利および日本円とトルコ・リラ間の為替レートの変動によるリスク

本社債の元金は、トルコ・リラにより支払われる。したがって、満期日前の各本社債の価値は、トルコ・リラの金利や日本円とトルコ・リラ間の為替レートの変動を受けて、変動することがある。

格付、財務状況および業績

発行者の信用格付、財務状況もしくは業績が実際に変化した場合またはその変化が予想される場合、本社債の市場価値に影響を及ぼすことがある。

信用リスク

本社債の償還の確実性は、発行者の信用力に依拠する。発行者について付される格付は発行者の債務支払能力を示す。発行者の信用状況が損なわれた場合、本社債を購入した投資家に損失が生じる可能性がある。

カントリー・リスク

本社債には、トルコ共和国の政治・経済・社会情勢の不安定化や混乱、また規制の変更等によって、通貨価値の大幅な変動や流動性の低下、市場の機能停止の可能性など、先進国の通貨建ての社債に比べて相対的に大きなカントリー・リスクが内在する。したがって、市場の流動性が極端に低下している場合には、既に購入した本社債の売却等にあたり円貨での対応ができない可能性がある。

税制リスク

将来において、本社債についての課税上の取扱いが変更される可能性がある。

当資料に記載の格付けを行っている格付会社は「無登録格付業者」となりますので、当該格付は「無登録格付」となります。詳細は、下記「無登録格付に関する説明書」をご参照ください。

無登録格付に関する説明書

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等を顧客に告げなければならないこととされております。

○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

○格付け業者について

スタンダード&プアーズ(S&P)	ムーディーズ(Moody's)	フィッチ(Fitch)
○格付会社グループの呼称等について 格付会社グループの呼称：S&Pグローバル・レーティング(以下「S&P」と称します。) グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第5号) ○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered)に掲載されております。 ○信用格付の前提、意義及び限界について S&Pの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものではありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。 信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。 S&Pは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&Pは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査、デューデリジェンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。 この情報は、令和元年9月30日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。 詳しくは上記S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。	○格付会社グループの呼称等について 格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス(以下「ムーディーズ」と称します。) グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第2号) ○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ(ムーディーズ日本語ホームページ(https://www.moody.com/pages/default_ja.aspx))の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページにある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。 ○信用格付の前提、意義及び限界について ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。 ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。 この情報は、令和元年9月30日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。 詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。	○格付け業者グループの呼称等について 格付業者グループの呼称：フィッチ・レーティングス(以下「フィッチ」と称します。) グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社(金融庁長官(格付)第7号) ○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ(https://www.fitchratings.com/site/japan)の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。 ○信用格付の前提、意義及び限界について フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。 フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。 信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。 この情報は、令和元年9月30日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 30-外 1-95

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和 2 年 1 月 7 日

【会社名】 クレディ・アグリコル・コーポレート
・アンド・インベストメント・バンク
(Crédit Agricole Corporate and Investment Bank)

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター・グローバル・マーケット
・ディビジョン
(Managing Director Global Market Division)
ベンジャミン・ランベール
(Benjamin LAMBERG)

【本店の所在の場所】 フランス国、モンルージュ・セデックス、92547 CS 70052
レ・ゼタジュニ広場 12 番地
(12, place des Etats-Unis CS 70052
92547 Montrouge Cedex
France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 福 田 直 邦

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 岡 田 春 奈
弁護士 田 村 将 人

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1453
03-6775-1552

【発行登録の対象とした
売出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 85,000,000 トルコ・リラ（円貨換算額 1,568,250,000 円）
（株式会社三菱UFJ 銀行が発表した 2019 年 12 月 26 日現在の
東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値 1 ト
ルコ・リラ=18.45 円の換算レートで換算している。）

【発行登録書の内容】

提出日	平成 30 年 8 月 24 日
効力発生日	平成 30 年 9 月 3 日
有効期限	令和 2 年 9 月 2 日
発行登録番号	30-外 1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000 億円

【これまでの売出実績】
(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
30－外 1－1	平成 30 年 9 月 4 日	795,900,000 円		該当事項なし
30－外 1－2	平成 30 年 9 月 4 日	511,880,000 円		該当事項なし
30－外 1－3	平成 30 年 9 月 7 日	213,882,600 円		該当事項なし
30－外 1－4	平成 30 年 9 月 12 日	10,186,286,000 円		該当事項なし
30－外 1－5	平成 30 年 9 月 28 日	345,000,000 円		該当事項なし
30－外 1－6	平成 30 年 9 月 28 日	1,137,400,000 円		該当事項なし
30－外 1－7	平成 30 年 10 月 1 日	1,360,000,000 円		該当事項なし
30－外 1－8	平成 30 年 10 月 5 日	174,000,000 円		該当事項なし
30－外 1－9	平成 30 年 10 月 5 日	231,726,600 円		該当事項なし
30－外 1－10	平成 30 年 10 月 25 日	278,682,560 円		該当事項なし
30－外 1－11	平成 30 年 10 月 26 日	310,000,000 円		該当事項なし
30－外 1－12	平成 30 年 10 月 26 日	830,000,000 円		該当事項なし
30－外 1－13	平成 30 年 10 月 30 日	860,000,000 円		該当事項なし
30－外 1－14	平成 30 年 11 月 8 日	1,119,000,000 円		該当事項なし
30－外 1－15	平成 30 年 11 月 8 日	930,000,000 円		該当事項なし
30－外 1－16	平成 30 年 11 月 30 日	754,920,000 円		該当事項なし
30－外 1－17	平成 30 年 11 月 30 日	100,000,000 円		該当事項なし
30－外 1－18	平成 30 年 11 月 30 日	805,000,000 円		該当事項なし
30－外 1－19	平成 30 年 12 月 6 日	1,000,000,000 円		該当事項なし
30－外 1－20	平成 30 年 12 月 12 日	6,412,076,000 円		該当事項なし
30－外 1－21	平成 30 年 12 月 14 日	500,000,000 円		該当事項なし
30－外 1－22	平成 30 年 12 月 14 日	164,000,000 円		該当事項なし
30－外 1－23	平成 30 年 12 月 14 日	666,129,555 円		該当事項なし
30－外 1－24	平成 31 年 1 月 8 日	1,003,711,380 円		該当事項なし
30－外 1－25	平成 31 年 1 月 10 日	410,000,000 円		該当事項なし
30－外 1－26	平成 31 年 1 月 15 日	3,117,000,000 円		該当事項なし
30－外 1－27	平成 31 年 1 月 15 日	3,830,000,000 円		該当事項なし
30－外 1－28	平成 31 年 1 月 21 日	172,900,000 円		該当事項なし

30－外 1－29	平成 31 年 1 月 25 日	491,920,000 円	該当事項なし
30－外 1－30	平成 31 年 1 月 25 日	273,623,460 円	該当事項なし
30－外 1－31	平成 31 年 1 月 31 日	1,168,812,960 円	該当事項なし
30－外 1－32	平成 31 年 2 月 1 日	508,714,000 円	該当事項なし
30－外 1－33	平成 31 年 2 月 4 日	6,151,000,000 円	該当事項なし
30－外 1－34	平成 31 年 2 月 4 日	4,633,000,000 円	該当事項なし
30－外 1－35	平成 31 年 2 月 6 日	10,666,131,000 円	該当事項なし
30－外 1－36	平成 31 年 2 月 8 日	250,000,000 円	該当事項なし
30－外 1－37	平成 31 年 2 月 20 日	400,000,000 円	該当事項なし
30－外 1－38	平成 31 年 2 月 21 日	249,125,000 円	該当事項なし
30－外 1－39	平成 31 年 2 月 22 日	980,000,000 円	該当事項なし
30－外 1－40	平成 31 年 2 月 28 日	739,160,000 円	該当事項なし
30－外 1－41	平成 31 年 3 月 8 日	3,462,000,000 円	該当事項なし
30－外 1－42	平成 31 年 3 月 8 日	2,310,000,000 円	該当事項なし
30－外 1－43	平成 31 年 3 月 19 日	665,000,000 円	該当事項なし
30－外 1－44	令和元年 5 月 31 日	1,130,737,500 円	該当事項なし
30－外 1－45	令和元年 6 月 7 日	144,150,000 円	該当事項なし
30－外 1－46	令和元年 6 月 10 日	750,000,000 円	該当事項なし
30－外 1－47	令和元年 6 月 17 日	194,250,000 円	該当事項なし
30－外 1－48	令和元年 6 月 19 日	512,224,090 円	該当事項なし
30－外 1－49	令和元年 6 月 20 日	580,000,000 円	該当事項なし
30－外 1－50	令和元年 6 月 21 日	10,262,670,000 円	該当事項なし
30－外 1－51	令和元年 6 月 28 日	1,105,933,950 円	該当事項なし
30－外 1－52	令和元年 6 月 28 日	248,430,000 円	該当事項なし
30－外 1－53	令和元年 7 月 2 日	5,036,000,000 円	該当事項なし
30－外 1－54	令和元年 7 月 2 日	307,743,000 円	該当事項なし
30－外 1－55	令和元年 7 月 4 日	473,145,280 円	該当事項なし
30－外 1－56	令和元年 7 月 5 日	570,000,000 円	該当事項なし
30－外 1－57	令和元年 7 月 10 日	92,820,000 円	該当事項なし
30－外 1－58	令和元年 7 月 10 日	215,159,850 円	該当事項なし
30－外 1－59	令和元年 7 月 19 日	2,006,000,000 円	該当事項なし

30－外 1－60	令和元年 7 月 22 日	300,000,000 円	該当事項なし
30－外 1－61	令和元年 7 月 22 日	1,435,000,000 円	該当事項なし
30－外 1－62	令和元年 7 月 24 日	200,000,000 円	該当事項なし
30－外 1－63	令和元年 7 月 25 日	141,200,000 円	該当事項なし
30－外 1－64	令和元年 7 月 30 日	700,000,000 円	該当事項なし
30－外 1－65	令和元年 9 月 19 日	185,250,000 円	該当事項なし
30－外 1－66	令和元年 9 月 20 日	245,264,502 円	該当事項なし
30－外 1－67	令和元年 9 月 20 日	300,000,000 円	該当事項なし
30－外 1－68	令和元年 9 月 25 日	300,000,000 円	該当事項なし
30－外 1－69	令和元年 9 月 30 日	1,140,000,000 円	該当事項なし
30－外 1－70	令和元年 10 月 2 日	1,014,000,000 円	該当事項なし
30－外 1－71	令和元年 10 月 2 日	3,489,000,000 円	該当事項なし
30－外 1－72	令和元年 10 月 4 日	300,000,000 円	該当事項なし
30－外 1－73	令和元年 10 月 4 日	251,789,900 円	該当事項なし
30－外 1－74	令和元年 10 月 17 日	279,892,224 円	該当事項なし
30－外 1－75	令和元年 10 月 17 日	10,093,000,000 円	該当事項なし
30－外 1－76	令和元年 10 月 17 日	500,000,000 円	該当事項なし
30－外 1－77	令和元年 10 月 17 日	2,398,000,000 円	該当事項なし
30－外 1－78	令和元年 10 月 17 日	3,450,000,000 円	該当事項なし
30－外 1－79	令和元年 10 月 18 日	1,528,000,000 円	該当事項なし
30－外 1－80	令和元年 10 月 21 日	241,710,000 円	該当事項なし
30－外 1－81	令和元年 10 月 24 日	300,000,000 円	該当事項なし
30－外 1－82	令和元年 10 月 25 日	300,000,000 円	該当事項なし
30－外 1－83	令和元年 10 月 31 日	918,206,840 円	該当事項なし
30－外 1－84	令和元年 10 月 31 日	300,000,000 円	該当事項なし
30－外 1－85	令和元年 11 月 1 日	350,000,000 円	該当事項なし
30－外 1－86	令和元年 11 月 12 日	475,099,500 円	該当事項なし
30－外 1－87	令和元年 11 月 15 日	1,600,000,000 円	該当事項なし
30－外 1－88	令和元年 11 月 29 日	949,428,000 円	該当事項なし
30－外 1－89	令和元年 11 月 29 日	325,105,200 円	該当事項なし
30－外 1－90	令和元年 12 月 6 日	870,000,000 円	該当事項なし

30－外 1－91	令和元年 12 月 6 日	400, 000, 000 円	該当事項なし	
30－外 1－92	令和元年 12 月 12 日	2, 965, 000, 000 円	該当事項なし	
30－外 1－93	令和元年 12 月 16 日	2, 300, 000, 000 円	該当事項なし	
実績合計額		135, 342, 190, 951 円	減額総額	0 円

(注1)「クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク 2025年2月5日満期トルコ・リラ建利付社債」(売出券面額の総額13,500,000トルコ・リラ、円貨相当額251,235,000円)の売出しを行うために、令和元年12月20日に発行登録追補書類(発行登録追補書類番号30-外1-94)を関東財務局長に提出したが、令和2年2月5日が当該社債の受渡期日であり、本書の提出日現在当該社債の受渡が完了していないため、上記金額を売出実績欄に加算することはしておらず、また下記残額から控除することはしていない。

【残額】 364, 657, 809, 049 円
(発行予定額－実績合計額－減額総額)

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当事項なし						
実績合計額	該当事項なし	償還総額	該当事項なし	減額総額	該当事項なし	

【残高】 該当事項なし
(発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額)

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

(注) 本書において、文脈上別段の記載または解釈がなされる場合を除き、「クレディ・アグリコル・CIB」、「CACIB」および「計算代理人」は、クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンクを指す。

目 次

	頁
第一部 【証券情報】	1
第1 【募集要項】	1
第2 【売出要項】	1
1 【売出有価証券】	1
2 【売出しの条件】	2
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	26
第3 【第三者割当の場合の特記事項】	27
第二部 【公開買付けに関する情報】	28
第三部 【参照情報】	28
第1 【参照書類】	28
1 【有価証券報告書及びその添付書類】	28
2 【四半期報告書又は半期報告書】	28
3 【臨時報告書】	28
4 【外国会社報告書及びその補足書類】	28
5 【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに 外国会社半期報告書及びその補足書類】	28
6 【外国会社臨時報告書】	28
7 【訂正報告書】	29
第2 【参照書類の補完情報】	29
第3 【参照書類を縦覧に供している場所】	29
第四部 【保証会社等の情報】	29
発行登録書の提出者が金融商品取引法第5条第4項各号に 掲げる要件を満たしていることを示す書面	30
事業内容の概要および主要な経営指標等の推移	31

第一部 【証券情報】

第 1 【募集要項】

該当事項なし

第 2 【売出要項】

1 【売出有価証券】

【売出社債(短期社債を除く。)]

銘柄		売出券面額の総額 又は売出振替社債 の総額	売出価額の総額	売出しに係る社債の所有者の 住所及び氏名又は名称	
クレディ・アグリコル・コーポ レート・アンド・インベストメン ト・バンク 2025年1月31日満期 トルコ・リラ建ゼロクーポン社債 (別段の記載がある場合を除き、 以下「本社債」という。)(注1)		85,000,000 トルコ・リラ (注2)	50,660,000 トルコ・リラ (注2)	安藤証券株式会社 愛知県名古屋市中区錦三丁目23番21号 (以下「売出人」という。)	
記名・無記名の別	各社債の金額		利率	利払日	償還期限
無記名式	10,000 トルコ・リラ		該当事項なし	該当事項なし	2025年1月31日

(注1) 本社債は、ユーロ市場においてCACIBの2019年5月8日付ストラクチャード・デット・インストルメンツ・イシュー
アンス・プログラムに基づき、2020年1月30日（以下「発行日」という。）に発行される。本社債が証券取引所
に上場される予定はない。

(注2) 上記の売出券面額の総額は、ユーロ市場で発行される本社債の券面総額と同額となる。

(注3) 本社債につき、CACIBの依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「信
用格付業者」という。）から提供され、または閲覧に供される信用格付（予定を含む。）はない。

なお、CACIBの長期非劣後債務には、本書日付現在、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（以下「ムー
ディーズ」という。）によりAa3の格付が、S&Pグローバル・レーティング（以下「S&P」という。）によりA+の
格付が、フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」という。）によりA+の格付が、それぞれ付与されてい
るが、これらの格付は直ちにCACIBにより発行される個別の社債に適用されるものではない。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチは、信用格付事業を行っているが、本書日付現在、信用格付業者として登録
されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けて
おらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられ
ていない。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチについては、それぞれのグループ内に信用格付業者として、ムーディーズ・
ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第2号）、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会
社（登録番号：金融庁長官（格付）第5号）およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（登録番号：
金融庁長官（格付）第7号）が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公
表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ
（https://www.moodys.com/pages/default_ja.aspx）の「信用格付事業」のページ）にある「無登録業者の格
付の利用」の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、S&Pグローバル・
レーティング・ジャパン株式会社のホームページ
（https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付
け情報」（https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered）に掲載されてい
る「格付けの前提・意義・限界」およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ
（<https://www.fitchratings.com/site/japan/>）の「フィッチの格付業務について」欄の「規制関連」セク
ションに掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

2 【売出しの条件】

売出価格	申込期間	申込単位	申込証拠金	申込受付場所
額面金額の59.60%	2020年1月8日から 同年1月29日まで	額面金額 10,000 トルコ・リラ	なし	売出人の日本国内の本店および各支店
売出しの委託を受けた者の住所、氏名又は名称			売出しの委託契約の内容	
該当事項なし			該当事項なし	

摘要

- (1) 本社債の発行日は2020年1月30日、受渡期日は、2020年1月31日（日本時間）である。
- (2) 本社債の各申込人は、売出人の本支店において各申込人の名義で外国証券取引口座を開設しなければならない。本書に別途規定する場合を除き、各申込人が売出人との間で行う本社債の取引に関しては、売出人から交付される外国証券取引口座約款に基づき、当該外国証券取引口座を通じて処理される。
- (3) 本社債は、合衆国証券法（下記「社債の概要 2 償還および買入れ (c) 規制償還または強制転売」に定義する。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。合衆国証券法に基づいて本社債の登録を行うかまたは合衆国証券法の登録義務の免除を受ける場合を除き、合衆国内において、または米国人（U.S. Person）に対し、米国人の計算で、もしくは米国人のために、本社債の募集、売出しまたは販売を行ってはならない。この「摘要(3)」において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。
- (4) 本社債は、合衆国税法の適用を受ける。合衆国の税務規則により認められた一定の取引による場合を除き、合衆国もしくはその属領内において、または合衆国人（United States Person）に対して本社債の募集、売出しまたは交付を行ってはならない。この「摘要(4)」において使用された用語は、内国歳入法（下記「社債の概要 2 償還および買入れ (b) FATCA源泉徴収に係る償還」に定義する。）において定義された意味を有する。
- (5) 本社債は、欧州経済領域（以下「EEA」という。）におけるリテール投資家に対して募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされることを意図したものではなく、また、募集され、売却され、またはその他の方法により入手可能とされてはならない。ここに「リテール投資家」とは、(i) 指令第2014/65/EU号（その後の改正を含み、以下「第2次金融商品市場指令」という。）第4(1)条第11号において定義されるリテール顧客、(ii) 指令（EU）第2016/97号（場合に応じて、その後の改正を含む。）にいう顧客であって、第2次金融商品市場指令第4(1)条第10号において定義される専門家顧客の資格を有していないものまたは(iii) 指令第2003/71/EC号（その後の改正を含む。）において定義される適格投資家ではない者のいずれか（またはこれらの複数）に該当する者をいう。そのため、EEAにおけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることに関して、規則（EU）第1286/2014号（その後の改正を含み、以下「PRIIPs規則」という。）によって要求される重要情報書面は作成されておらず、したがってEEAにおけるリテール投資家に対して本社債を募集し、売却し、またはその他の方法により入手可能とすることは、PRIIPs規則に基づき不適法となることがある。

社債の概要

1 利息

(a) 下記「(b) 利息の発生」による場合を除き、本社債に利息が発生し、支払われるべきものとならない。

(b) 利息の発生

本社債の正当な呈示の下で元金の支払が不当に留保または拒絶された場合、(i)当該本社債に関して支払われるべき金額の全額が支払われた日または(ii)主支払代理人（下記「14 その他 (2) 代理契約」に定義する。）が当該本社債に関して支払われるべき金額の全額を受領し、かかる旨を本社債の所持人に対して、下記「9 通知」に従い通知した日の5日後の日のうちいずれか早く到来する日まで、償還日以降、年率10.904903443%（以下「発生利回り」という。）の利息（以下「発生利息」という。）が付されるものとする。

当該利息は、各本社債の未償還の額面金額に上記記載の利率を乗じ、その積に下記記載の算式により計算された当該期間（以下「計算期間」という。）の日数を360で除して得られた値（以下「日数調整係数」という。）を乗じた金額とする。

$$\frac{[360 \times (Y2 - Y1)] + [30 \times (M2 - M1)] + (D2 - D1)}{360}$$

上記の数式において、

「Y1」とは、計算期間の初日が属する年を数字で表したものをいう。

「Y2」とは、計算期間の末日の翌日が属する年を数字で表したものをいう。

「M1」とは、計算期間の初日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「M2」とは、計算期間の末日の翌日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「D1」とは、計算期間の初日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31の場合、D1は30になる。

「D2」とは、計算期間に含まれる末日の翌日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が31であり、D1が29より大きい数字の場合、D2は30になる。

別段の定めがある場合を除き、「社債の概要」におけるすべての計算において、(i)かかる計算により生じるすべてのパーセンテージは、必要に応じて0.00001パーセンテージ・ポイント未満を四捨五入し、(ii)すべての数値は有効数字7桁に四捨五入（8番目の有効数字が5以上の場合、7番目の有効数字を切り上げる。）され、(iii)すべての支払期限の到来した通貨は当該通貨単位（以下に定義する。）未満を四捨五入する。本項において、「通貨単位」とは、かかる通貨が使用されている国で、法定通貨として有効である最小の単位をいう。

2 償還および買入れ

(a) 満期償還

下記の規定に従い期限前に償還または買入消却されない限り、各本社債は、CACIBにより、2025年1月31日（以下「満期日」という。）にトルコ・リラにより額面金額（以下「満期償還価格」という。）で最終的に償還されるものとする。

満期日が支払営業日（以下に定義する。）以外の日にあたる場合には、満期日に係る支払は翌支払営業日に行われる。ただし、翌支払営業日が翌暦月である場合には、当該満期日に係る支払はその直前の支払営業日に行われる。満期日に支払われるべき金額の調整は行われない。

「社債の概要」において、

「支払営業日」とは、代理契約（下記「14 その他 (2) 代理契約」に定義する。）の規定に従い、商業銀行および外国為替市場が、(i)最終券面の場合、支払のための呈示の場所、(ii)東京、(iii)ロンドン、(iv)ニューヨーク市および(v)イスタンブールにおいて、支払決済および一般業務（外国為替および外貨預金の取扱いを含む。）を行っている日をいう。

本社債に関する金額の支払のために特定される日付が、ある月において存在しない日にあたる場合（かかる支払が、2月29日がない年の当該日に行われる予定である場合を含むが、これに限定されない。）には、かかる本社債の所持人は、代わりに当該場所におけるその直前の支払営業日に支払を受けることができる。

(b) FATCA源泉徴収に係る償還

CACIBは、本項(b)の規定に従い、いつでもFATCA関連社債（以下に定義する。）を償還することができる。

本社債がFATCA関連社債である場合、CACIBは以下に記載する事項を明記するFATCA発行者通知書（以下に定義する。）を交付するよう相応な努力をするものとする。

(i) FATCA関連社債となる社債に関するシリーズ番号およびISIN

(ii) CACIBがFATCA関連社債を償還するか否か、ならびに

(iii) CACIBがFATCA関連社債を償還する選択をする場合、

a. CACIBが償還するFATCA関連社債、および

b. CACIBによりかかるFATCA関連社債が償還される日付

FATCA発行者通知書において、CACIBがFATCA関連社債を償還しないと明記する場合、かかるFATCA関連社債の所持人は、かかる社債がFATCA関連社債であり続ける場合、FATCA関連社債の早期償還を要求し、償還日（かかる通知の発効日から少なくとも10営業日（以下に定義する。）以上後でなければならない。）を明記するFATCA投資家通知書（以下に定義する。）を交付することができる。CACIBは、FATCA投資家通知書を受領した後、当該FATCA投資家通知書に記載された日にかかるFATCA関連社債を償還する。

本項(b)に従い償還される本社債は、公正市場償還価格により償還される。

「公正市場償還価格」は、償還日現在（またはその頃）の本社債の公正市場価格に等しいと計算代理人のその単独の絶対的な裁量により決定される金額であり、ヘッジ金額（以下に定義する。）の控除を考慮するが、それらに限定されず、二重の控除は行われない。ただし、以下を条件とする。

(i) CACIBに関して、下記「6 債務不履行事由」の(a)項または(c)項に定める債務不履行事由（下記「6 債務不履行事由」に定義する。）が発生し、継続している場合、かかる決定は、CACIBの財政状況を考慮しないものとする。

(ii) 公正市場償還価格が下記「6 債務不履行事由」の(a)項または(c)項に定める債務不履行事由の発生以外の理由で決定され（このように決定された公正市場償還価格を以下「債務不履行前公正市場償還価格」という。）、CACIBに関して下記「6 債務不履行事由」の(a)項または(c)項に定める債務不履行事由が発生した日（以下「債務不履行後公正市場償還価格決定日」という。）に支払われなかった場合、債務不履行前公正市場償還価格は、債務不履行後公正市場償還価格決定日に決定された公正市場償還価格（以下「債務不履行後公正市場償還価格」という。）に相当するとみなされ、「債務不履行後公正市場償還価格」は上記(i)に従いCACIBの財政状況を考慮しないものとする。

(iii) 公正市場償還価格は、負の金額とならないものとする。

本社債の公正市場価格を決定する際、計算代理人は自身に関連するとみなすすべての情報（市場環境、および下記「(d) 違法性および不可抗力」による期限前償還の場合には、期限前償還を生じさせる実行不可能性、違法性または不可能性を含むが、これに限定されない。）を考慮する。

上記の規定に従い決定された公正市場償還価格は、経過利息に係る金額を含むとみなされる。

本社債の期限前償還に関して、「ヘッジ金額」とは、かかるヘッジング契約がCACIBにより直接保有されているか関連会社（下記「14 その他 (5) 代理人 (b) 計算代理人」に定義する。）を通じて間接的に保有されているかを問わず、当該本社債に関連して締結された関連するヘッジング契約（例えば、金利スワップ取引、スワップ・オプション、ベーク・スワップ、金利先渡取引、商品スワップ、商品オプション、株式もしくは株式指数スワップ、利息オプション、通貨取引、アセット・スワップ取引、信用デリバティブ取引または資金取引（例えば、内部資金契約またはレポ取引であるが、これらに限定されない。）を含むが、これらに限定されない。）の解除をする際に、その時点における一般的な状況下で発生したCACIBもしくはその関連会社の損失もしくは費用（正の数値で表示される。）またはその時点における一般的な状況下で実現されたCACIBもしくはその関連会社の収益（負の数値で表示される。）（マーケット・ビッド／オファー・スプレッドおよびかかる解除に関する付随費用を含む。）をいう。ただし、ヘッジ金額の決定は、CACIBに関して下記「6 債務不履行事由」の(a)項または(c)項に定める債務不履行事由が発生し、継続している場合、CACIBの財政状況を考慮しないものとする。

かかる公正市場償還価格の支払は下記「9 通知」に従い本社債の所持人に通知される方法にて行われる。

別段の定めがある場合を除き、公正市場償還価格による償還はトルコ・リラ建で行われる。

本項(b)において、

「営業日」とは、(i)東京、(ii)ロンドン、(iii)ニューヨーク市および(iv)イスタンブールにおいて商業銀行および外国為替市場が支払決済および一般業務（外国為替および外貨預金を含む。）を行っている日をいう。

「FATCA関連社債」とは、(i)当該社債に係る将来における支払についてCACIBがFATCA源泉徴収を行う（直接的かまたは間接的かを問わず、代理人または決済機関を通じて行われることを含むが、これらに限られない。）義務を負い、かつ、(ii)CACIBが利用可能な合理的措置を講じてもかかるFATCA源泉徴収を回避することができないすべての社債をいう。

「FATCA源泉徴収」とは、内国歳入法第1471条(b)に記載の契約に従い要求される源泉徴収もしくは控除、または内国歳入法第1471条から第1474条までの規定もしくは当該条項の実施に関連して合意された政府間協定に基づき適用される財政上もしくは規制上の制度、規則もしくは慣行に従って課されるその他の源泉徴収もしくは控除をいう。

「FATCA投資家通知書」とは、FATCA関連社債の所持人が、下記「9 通知」に従ってCACIBに対して行う通知をいう。かかるFATCA投資家通知書の写しは、下記「9 通知」に従い主支払代理人に送付されるものとする。かかる通知は取消不能であり、かつ、本項(b)に基づき支払が行われる銀行口座（または小切手による支払の場合は住所）を指定するものとする。

「FATCA発行者通知書」とは、CACIBが主支払代理人および、（場合に応じて）下記「9 通知」に従って本社債の所持人に行う通知をいう。

「社債の概要」において、

「内国歳入法」とは、1986年合衆国内国歳入法（その後の改正を含む。）をいう。

(c) 規制償還または強制転売

CACIBは、かかる本社債の購入時に適格購入者（以下に定義する。）でない米国人（以下に定義する。）またはその代理人が保有する本社債の所持人の費用およびリスクで、随時(i)CACIBが合衆国投資会社法（以下に定義する。）に基づく登録を回避することができるようにかかる本社債の一部もしくはすべてを償還し、または(ii)かかる所持人に対して、本社債を規則144A（以下に定義する。）に従い適格購入者でもある適格機関購入者（以下に定義する。）またはレギュレーションS（以下に定義する。）に従い合衆国外に居住する非米国人へ売却するよう請求する権利を有する。特定の場合にいずれの本社債を上記(i)に従い償還するかまたは上記(ii)に従い売却するかは、CACIBがその単独の絶対的な裁量により決定するものとする。かかる償還は、公正市場償還価格により行われる。

本項(c)において、

「合衆国投資会社法」とは、1940年合衆国投資会社法（その後の改正を含む。）をいう。

「規則144A」とは、合衆国証券法に基づく規則144Aをいう。

「適格機関購入者」とは、規則144Aが規定する適格機関購入者をいう。

「適格購入者」とは、合衆国投資会社法第2条(a)(51)に定義される適格購入者をいう。

「社債の概要」において、

「合衆国証券法」とは、1933年合衆国証券法（その後の改正を含む。）をいう。

「米国人」とは、レギュレーションSにおいて定義される米国人（U. S. Person）をいう。

「レギュレーションS」とは、合衆国証券法に基づくレギュレーションSをいう。

(d) 違法性および不可抗力

CACIBは誠実に以下を決定する場合、本社債の所持人に下記「9 通知」に従い通知することにより本社債をいかなる時でも早期に償還する権利を有する。

(i) 本社債に基づく義務の履行が、あらゆる理由により全部または一部が違法となること

(ii) 本社債に基づく義務の履行が、該当する取引が完結した日（当日を含まない。）の後に発生した不可抗力事由（以下に定義する。）により、実行不可能または不可能となること

本項(d)において、

「不可抗力事由」とは、CACIBの合理的コントロールの及ばない事由をいい、以下に掲げる事由が(A)CACIBの本社債に基づく債務の履行を阻止、制限、遅延またはその他重大な障害となる場合および／または(B)市場その他における本社債に係る取引の決済を重大な範囲で阻止または制限する場合を含むがこれらに限られない。

a. 政府当局またはその他の法律、規則、規制、判決、命令、指令、法令または重要な法的介入

b. 戦争（内戦その他）、混乱、軍事行為、騒動、政治的混乱、いかなるテロ行為、暴動、抗議および／または騒乱の発生または宣言

c. サボタージュ、火災、洪水、爆発、地震、気象もしくは地理的要因による大災害、その他の災難または危機

d. 金融上、政治上もしくは経済上の事由（国内外の政治、法律、税金または規制条件の変更を含むがこれらに限られない。）またはCACIBのコントロールの及ばないその他の原因もしくは障害

「政府当局」とは、国家、州または政府、その属州またはその他の行政区画、組織、機関または省、税務、金融、外国為替またはその他の当局、法廷、裁判所またはその他の手段、および、政府の執行、立法、司法、規制もしくは行政機能を行使するまたは政府に関するその他の事業体を意味する。

上記本社債の終了後すぐに、CACIBは各本社債について本社債の所持人に対して公正市場償還価格を支払うものとする。支払は下記「9 通知」に従い、本社債の所持人に通知される方法で行われる。

(e) 買入れ

CACIBおよびその子会社（以下に定義する。）は、市場その他において、いかなる価格でも、随時本社債を買入れることができる。CACIBによりまたはCACIBのために買入れられた本社債は、CACIBの選択により、適用される法律に従い、引渡しおよび消却が行われるか、または保持もしくは転売される。

本社債がフランス通貨金融法典第L. 213-5条に規定される債務としての資格を有しない場合、CACIBにより買入れられたかかる本社債は、フランス通貨金融法典第L. 213-0-1条に従い、本社債の流動性を高める目的で買入れられ、所有される。CACIBは、フランス通貨金融法典第D. 213-0-1条に従い、買入れの日から1年を超えて所有することはできない。

本社債がフランス通貨金融法典第L. 213-5条に規定される債務としての資格を有する場合、CACIBにより買入れられたかかる本社債は、フランス通貨金融法典第L. 213-0-1条に従い買入れられ、所有される。CACIBは、フランス通貨金融法典第D. 213-0-1条に従い、かかる本社債を売り出す目的で買入れの日から60暦日を超えて所有すること、およびその他の目的において1年を超えて所有することはできない。

本項(e)において、

「子会社」とは、あらゆる時点における者もしくは事業体に関し、フランス商法第L. 233-1条に定義されるその他の者もしくは事業体（現存しているか否かを問わない。）、またはフランス商法第L. 233-3条の意味において、CACIBにより直接的もしくは間接的に支配されているその他の者もしくは事業体をいう。本書の日付現在、フランス商法第L. 233-1条の規定は、下記の通りである。

「会社が他の会社の株式資本の半数超を保有する場合、本章において、後者は前者の子会社であるとみなされる。」

本書の日付現在、フランス商法第L. 233-3条の規定は、下記の通りである。

「I. フランス商法第2章の第2部および第4部において、下記の場合、ある会社は他の会社を支配しているとみなされる。

- (i) 直接的または間接的に株式資本の一部を保有しており、これにより当該会社の株主総会において議決権の過半数を保有することとなる場合
- (ii) 会社の利益に反しない株主間契約または出資者間契約に基づき、単独で当該会社の議決権の過半数を保有する場合
- (iii) 保有する議決権により、当該会社の株主総会における決定を事実上支配する場合
- (iv) 会社の株主または出資者であり、当該会社の運営、経営または監督業務上の組織の構成員の過半数を選任または解任させる権限を有する場合

II. ある会社が直接的または間接的に議決権の40%超を保有し、他の株主または出資者が当該会社の議決権を直接的または間接的にそれ以上保有しない場合、かかる会社は支配権を行使しているとみなされる。

III. フランス商法第2章の同部において、共同で行為する2名以上の者が、株主総会での決定を事実上支配している場合、同者は共同で支配しているとみなされる。」

(f) 消却

CACIBにより償還されたすべての本社債は、直ちに消却されるものとする。消却されたすべての本社債および上記(e)に基づき消却のために買入れられた本社債は、主支払代理人に引渡されるものとし、再発行または転売することはできない。

(g) ゼロクーポン社債の支払遅延

上記「(a) 満期償還」、「(b) FATCA源泉徴収に係る償還」もしくは「(c) 規制償還または強制転売」による本社債の償還時または下記「6 債務不履行事由」もしくは上記「(d) 違法性および不可抗力」により支払期限が到来した時点における本社債に関して支払われるべき金額の支払が不当に留保または拒絶された場合、当該本社債に関して支払われるべき金額は、(i) 当該本社債に関して支払われるべき金額の全額が支払われた日または(ii) 主支払代理人が当該本社債に関して支払われるべき金額の全額を受領し、かかる旨を本社債の所持人に対して、下記「9 通知」に従い通知した日の5日後の日のうちいずれか早く到来する日における公正市場償還価格とする。

3 支払

(a) 支払方法

本社債に関する支払は（下記の制限の下で）支払受領者がイスタンブールに所在する銀行に有するトルコ・リラ建口座への入金もしくは送金、または支払受領者の選択により、イスタンブールに所在する銀行を支払場所とするトルコ・リラ建小切手により行われるものとする。

一切の支払は、支払地において適用のある財政その他の法令に服するが、下記「8 課税上の取扱い (1) フランスの租税」の規定の適用を妨げない。

(b) 本社債の呈示

最終券面の無記名式社債（下記「14 その他 (4) 様式、額面および所有権」に定義する。）（以下「最終無記名券面」という。）に関する元金の支払は（下記の制限の下で）最終無記名券面の呈示および引渡し（一部支払の場合は裏書き）との引換えのみによって、上記(a)に定める方法で行われ、支払代理人（下記「14 その他 (2) 代理契約」に定義する。）の合衆国（本項において、アメリカ合衆国（州およびコロンビア特別区およびその属領を含む。）を意味する。）外の所定の事務所において行われるものとする。

無記名式大券により表章される本社債に関する元金の支払は、（下記の制限の下で）無記名式社債につき上記に定める方法または大券に定める方法により、当該大券の呈示または（場合により）引渡しと引換えに、合衆国外の支払代理人の所定の事務所において行われる。かかる支払は、当該大券が呈示された支払代理人により当該大券の券面上にまたは（場合により）ユーロクリア・バンク・エス・エー／エヌ・ブイ（以下「ユーロクリア」という。）およびクリアストリーム・バンキング・エス・エー（以下「クリアストリーム」という。）の名簿上に記録される。

(c) 支払に関するその他の規定

大券の所持人は、当該大券により表章された本社債に関する支払を受けることのできる唯一の者であり、CACIBは、当該大券の所持人に対しまたは当該所持人の指図に従い支払をなすことにより、そのように支払われた各金額について免責される。ユーロクリアまたはクリアストリームの名簿に当該大券により表章された本社債の一定の額面金額の実質的な所持人として記載されている者は、当該大券の所持人に対しまたは当該所持人の指図に従いCACIBが支払った各金額に関するかかる所持人の持分について、（場合により）ユーロクリアまたはクリアストリームに対してのみ支払を請求しなければならない。

本社債については、CACIBおよびその各支店が単一の法人組織であり、本社債に基づき支払を行う義務は、CACIB全体としての義務となる。

(d) 支払営業日

本社債に関する金額の支払期日が、支払営業日以外の日にあたる場合には、当該本社債の所持人は代わりに当該場所における翌支払営業日に支払を受けることができる。ただし、翌支払営業日が翌暦月である場合には、当該場所におけるその直前の支払営業日に支払を受けることができる。本項(d)に

従って支払期日についての調整が行われる場合、本社債に関する当該金額は、かかる調整による影響を受けないものとする。

(e) 一般

計算代理人、CACIB、ディーラー（以下に定義する。）または代理人（下記「14 その他（2）代理契約」に定義する。）のいずれも、満期償還価格その他いかなる金額の計算の誤りまたは脱漏についても責任を負わないものとする。

本項(e)において、

「ディーラー」とは、CACIBをいう。

(f) 解釈

「社債の概要」において、本社債に関する元金には、場合により、適用される法律により認められる限度で、以下のものを含むものとみなす。

(i) 本社債の満期償還価格

(ii) 本社債の公正市場償還価格

4 通貨変更

(a) 一般

CACIBは、本社債の所持人の同意を得ることなく、代理人、ユーロクリアおよびクリアストリーム・ルクセンブルグに対し事前通知を行い、かつ下記「9 通知」に従って本社債の所持人に対し30日以上
の事前通知を行った上で、かかる通知において指定された通貨変更日（以下に定義する。）から、関連するシリーズの本社債の通貨をユーロ建へと変更するよう選択することができる。

かかる選択により、以下の効果が生じる。

(i) 本社債は、その通貨が0.01ユーロ単位のユーロ建に変更されたものとみなされ、各本社債の額面金額は、当該本社債のトルコ・リラ建の額面金額を設定レート（以下に定義する。）でユーロに転換した額と同額となる。ただし、CACIBが、代理人との合意の下で、国際的に販売されている証券のユーロ建への通貨変更に関するその時点の市場慣行が上記の定めと異なると決定した場合、かかる定めは、かかる市場慣行に合致するように修正されたものとみなされ、CACIBは、直ちに本社債の所持人、本社債が上場されている証券取引所（もしあれば）および支払代理人に対しかかる修正を通知しなければならない。

(ii) 交換通知（以下に定義する。）が下記(iv)に従い行われた場合を除き、本社債に関して支払われるべき利息額は、支払のために関連する所持人により保有されている本社債の券面総額を参照して計算され、かかる支払額は0.01ユーロ未満を切り捨てるものとする。

(iii) 最終券面を通貨変更日より後に発行する必要がある場合、最終券面はCACIBの費用で1,000ユーロ単位、10,000ユーロ単位、100,000ユーロ単位および（ただし、1,000ユーロまたは代理人により承認されるより少額の単位未満の残額に限り）0.01ユーロ単位ならびに代理人が決定し本社債の所持人に通知したその他の単位で発行されるものとする。

- (iv) 通貨変更日より前に発行された場合、上記のように発行された本社債に含まれる支払義務は、CACIBが、代替のユーロ建の本社債が交換のために入手可能である旨の通知（以下「交換通知」という。）を行った日から無効となる（ただし、かかる証券が入手可能である場合に限る。）が、当該本社債はCACIBの有効な交換義務を引続き構成する。新たなユーロ建の本社債は、トルコ・リラ建の本社債との交換のために、代理人が指定し、交換通知により社債の所持人に対して通知される方法で発行されるものとする。交換通知は、本社債の元本または利息の支払日の15日前までに行わなければならない。
- (v) 通貨変更日以降、本社債に関する一切の支払（ただし、通貨変更日より前に開始した期間に係る利息の支払を除く。）は、本社債におけるトルコ・リラへの言及がユーロを指しているものとして、ユーロでのみ行われる。支払は、ユーロにより支払受領者の指定するユーロ建口座（またはユーロによる入金もしくは送金が可能なその他の口座）へ入金もしくは送金、または支払受領者の選択により、ユーロ建小切手により行われるものとする。いずれの場合も、かかる合計額に適用ある日数調整係数（ただし、下記(vi)に従った変更により代替する日数調整係数が指定された場合、かかる代替する日数調整係数が使用されるものとする。以下本項(a)において同じ。）を乗じ、その積につきトルコ・リラの補助通貨単位（以下に定義する。）未満を四捨五入する方法または適用ある市場慣行に従い端数処理を行うものとする。
- (vi) 本4項につき、ユーロ建の証券に適用ある慣行に合致するように、CACIBが支払代理人と協議した後に決定し、通知に指定されるその他の変更が行われるものとする。

本項(a)において、

「設定レート」とは、欧州共同体設立条約（その後の改正を含む。）第140条に従い欧州連合理事会により設定された、トルコ・リラのユーロへの変換に係るレート（適用ある欧州連合の規制に従った端数処理に関する規則の遵守を含む。）をいう。

「通貨変更日」とは、本項(a)に従った本社債の所持人に対する通知においてCACIBが指定する日であり、かつトルコ・リラの使用国が最初に欧州経済通貨同盟の第三段階に参加する日以降に到来する日をいう。

「補助通貨単位」とは、ユーロ以外の通貨に関しては当該通貨が使用されている国において法定通貨として有効な最小の単位をいい、ユーロに関しては1セントをいう。

(b) 予定支払通貨停止事由

予定支払通貨停止事由（以下に定義する。）が発生した場合、

- (i) 計算代理人は、本社債に関するCACIBの支払義務の全部を、自らが選択するその他の通貨に随時転換することができ、かかる支払義務の全部は、さらなる措置またはいかなる同意なしに、計算代理人が決定する為替レートで当該通貨（以下「代替支払通貨」という。）に転換される。かかる転換は、下記「9 通知」に従いCACIBが本社債の所持人に対して通知した日時より効力が発生するものとする。転換が行われた場合、(A) 本社債に関するCACIBの支払義務の全部は代替支払通貨建で支払われ、(B) 本社債の要項はこれに従って解釈され、また(C) 計算代理人はかかる転換を実施するために適切とみなす本社債の要項に対するその他の修正を行う権限を有する。

(ii) 計算代理人が、上記(i)に従い本社債に関するCACIBの支払義務を転換するまでの間、または計算代理人が転換を行わないことを決定した場合、本社債に関するCACIBの支払義務は、さらなる措置またはいかなる同意なしに、適用される法律により定まるまたはその他計算代理人が決定する為替レートに基づきその時点でフランスにおいて採用されている通貨に転換されるものとし、本社債の要項はこれに従って解釈されるものとする（例えば、計算代理人がかかる転換を反映するために適切とみなす本社債の要項に対するその他の変更の実施を含むが、これに限定されない。）。

(iii) CACIBは、下記「9 通知」に従い本社債の所持人に対して通知をした上で、その単独の絶対的な裁量により、本社債の全部（一部は不可）を自らが指定する日に早期に償還することができる。各本社債は、代替支払通貨建（適用ある場合）またはその時点でフランスにおいて採用されている通貨建で、公正市場償還価格にて償還されるものとする。

CACIBは、予定支払通貨停止事由の発生時に、予定支払通貨停止事由の発生を下記「9 通知」に従い本社債の所持人に対して可及的速やかに通知し、かかる通知にはその概要およびこれに関連する対応案を記載するものとする。

本項(b)において計算または決定を行う際、計算代理人は自らが関連するとみなすすべての情報を考慮するが、その他の点ではその単独の絶対的な裁量により行為するものとする。上記にかかわらず、計算代理人は予定支払通貨停止事由の発生後、いかなるシリーズの社債についてもCACIBの支払義務を代替支払通貨に転換する義務を負わない。CACIBおよび計算代理人のいずれも、予定支払通貨停止事由の発生により生じた損失に関して本社債の所持人に対するいかなる責任も負わない。

本項(b)に従いCACIBが行った支払は、有効な支払となり、本社債の債務不履行を構成しないものとする。

本項(b)において、

「予定支払通貨」とは、トルコ・リラをいう。

「予定支払通貨停止事由」とは、計算代理人がその単独の絶対的な裁量により、理由の如何を問わず、随時予定支払通貨が法定通貨として存在しなくなったと判断した場合をいう。

5 本社債の地位

本社債は、CACIBの直接、非劣後かつ無担保の債務であり、現在および将来において、本社債相互の間で同順位であり、（上記に従いかつ法律上の一定の例外を除き）CACIBが随時負担する他の一切の無担保債務（劣後債務（もしあれば）を除く。）と同順位である。

6 債務不履行事由

以下に掲げる事由（以下それぞれを「債務不履行事由」という。）のいずれか1つ以上の事由が発生した場合、本社債の所持人は、主支払代理人の所定の事務所に宛ててCACIBに書面で通知することにより（かかる通知は主支払代理人が受領した時点で有効となる。）、所持人が保有する本社債は直ちに期限が到来し支払われるべき旨を宣言することができ、当該本社債は、呈示、要求、抗議またはその他あらゆる種類の通知を行うことなく、直ちに期限が到来し、その公正市場償還価格が支払われるべきものとなる。

- (a) いずれかの本社債の元金がその支払期日に支払われない場合。
- (b) CACIBが「社債の概要」に基づくその他の債務の履行または遵守を怠り、かつ、（通知が必要でなく、かかる不履行の治癒が不可能な場合を除き）CACIBがかかる不履行を治癒できる場合で、かかる不履行およびかかる不履行の治癒の要求を明記した書面による通知を主支払代理人（主支払代理人は、本社債の所持人の要請に応じて直ちにかかる通知を行わなければならない。）からCACIBが受領したときから60日以内に治癒しなかった場合。
- (c) CACIBが全般的に支払期限の到来した債務の支払を中止した場合、CACIBの法律上の清算手続（liquidation judiciaire）もしくは事業全体の譲渡（cession totale de l'entreprise）について判決がなされた場合、CACIBが類似の破産手続もしくは倒産手続の下にある場合、またはCACIBが債権者の利益のために資産の全部もしくは重要な部分に関して権利移譲、譲渡もしくはその他の契約を提案した場合、またはCACIBが清算もしくは解散の決議を採択した場合（ただし、新設合併、吸収合併、その他の事業体への資産の全部または大部分の譲渡に関するもので、その結果、新設事業体、存続事業体または譲受事業体の信用力が、かかる行為の前のCACIBよりも著しく悪化していない場合を除く。）。

7 社債権者集会、変更および権利放棄

代理契約は、本社債または代理契約の条項を特別決議（代理契約に定義される。）により修正することを承認することを含む、本社債の所持人の利益に影響を与える事項について審議するために社債権者集会を招集することについて、定めている。CACIBまたは本社債の所持人が社債権者集会を招集することができ、本社債の元本残高の10%以上を有する本社債の所持人により書面による要求があった場合、CACIBは社債権者集会を招集するものとする。特別決議を採択するための社債権者集会の定足数は、本社債の元本残高の50%以上を保有もしくは代表する1名以上の者、その延会においては、保有もしくは代表される本社債の元本金額の如何にかかわらず、本社債の所持人本人もしくはその代理人1名以上の者とする。ただし、本社債の特定の規定の修正（本社債の償還期日の修正、本社債の元金もしくは発生利回りの減額もしくは取消、または本社債の支払通貨の変更を含む。）を議題とする集会における定足数は、本社債の元本残高の3分の2以上を保有または代表する1名以上の者、その延会においては、本社債の元本残高の3分の1以上を保有または代表する1名以上の者とする。（i）社債権者集会で採択された特別決議または（ii）本社債の所持人すべてによりもしくは本社債の所持人すべてのために署名された書面をもって採択された特別決議は、（集会で採択された特別決議の場合には）出席の有無にかかわらず、本社債の所持人すべてを拘束する。

CACIBは、本社債の所持人の同意を得ることなく（またかかる本社債の所持人の個別の事情または特定の法域における税金もしくはかかる修正によるその他の結果を考慮することなく）、以下の点について、本社債の要項または代理契約の修正を実施することができる。

- (a) 本社債の所持人の利益に重要な悪影響のない修正および／または
- (b) 形式的、軽微もしくは技術的な修正、または明白な誤記もしくは脱漏を訂正するため、不完全な規定を是正、訂正もしくは補足するためもしくは（i）法律もしくは規制の強行規定、（ii）CACIBを監督する規制当局の規則もしくは要求もしくは（iii）本社債が上場され得る証券取引所の要求に従うための修正

かかる修正は、本社債の所持人を拘束する。また、かかる修正後は、下記「9 通知」に従い本社債の所持人に可及的速やかにその旨通知される。

8 課税上の取扱い

本社債に投資しようとする申込人は、各申込人の状況に応じて、本社債に投資することによる課税上の取扱いおよびリスクまたは本社債に投資することが適当か否かについて各自の財務・税務顧問に相談する必要がある。

(1) フランスの租税

本社債に係る元金の支払はすべて、課税管轄地域（以下に定義する。）によりまたはそれに代わって、現在または将来において課されまたは賦課されるあらゆる性質の税金または賦課金を源泉徴収もしくは控除することなくまたはそれらを理由にすることなく行われる（ただし、かかる源泉徴収または控除を法により強制される場合を除く。）。

「社債の概要」において、以下の用語は、以下の意味を有する。

「課税管轄地域」とは、フランスまたはその行政区画もしくは課税当局をいう。

疑義を避けるために付言すると、CACIBは、管轄地域によりまたはそれに代わって、現在または将来において課されまたは賦課されるあらゆる性質の税金または賦課金を源泉徴収または控除後に、本社債の所持人に対して元金の支払を行う。

(2) FATCA

本社債に係る支払からの控除もしくは源泉徴収または本社債に関連する控除もしくは源泉徴収が、内国歳入法第1471条から第1474条までの規定およびこれに基づく合衆国財務省規則（以下「FATCA」という。）に関連した合衆国内国歳入庁との協定、合衆国とフランス、ガーンジー、ルクセンブルグまたはその他の法域の間のFATCAに関する政府間協定またはFATCAもしくは政府間協定を実施するもしくはそれらに関連するいずれかの法域における法律、規則もしくはその他公式のガイドラインに基づいて課されたものである場合、CACIBまたはいかなる支払代理人も、かかる控除または源泉徴収を理由とする追加額の支払を行わないものとする。

(3) 租税情報のEU内での交換

各所持人は、租税の分野における行政協調に関するEU理事会指令第2011/16/EU号（EU理事会指令第2014/107/EU号により修正）により主支払代理人に課された確認および報告義務を遵守するために、要求される情報を、適時に主支払代理人へ提供する責任を有するものとする。

(4) 日本国の租税

以下は本社債に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

本社債の譲渡による損益のうち、日本国の居住者に帰属する譲渡益は、申告分離課税の対象となる。ただし、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者が選択したもの（源泉徴収選択口座）における本社債の譲渡による所得は、確定申告を不要とすることができる。また、日本国の内国法人に帰属する譲渡損益は、当該法人のその事業年度の日本国の所得に関する租税の課税対象となる所得の金額を構成する。

本社債の償還による損益のうち、日本国の居住者に帰属する償還差益は、償還金が国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、みなし償還差益の金額（償還金の額にみなし割引率を乗じて計算した金額）に対して源泉所得税を課されるほか、実際の償還差益の金額につき申告分離課税の対象となる（当該居住者は、当該源泉所得税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。）。ただし、特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を日本国の居住者が選択したもの（源泉徴収選択口座）における本社債の償還による所得は、実際の償還差益の金額に対して源泉所得税を課され、確定申告を不要とすることができる。特定口座のうち当該口座内で生じる所得に対する源泉徴収を行わないもの（簡易申告口座）における本社債の償還による所得に対しては、源泉徴収はなされないが、実際の償還差益の金額につき申告分離課税の対象となり、確定申告を不要とすることはできない。また、日本国の内国法人に帰属する償還差損益は、当該法人のその事業年度の日本国の所得に関する租税の課税対象となる所得の金額を構成する。なお、内国法人（一般社団法人および一般財団法人等を除く。）に帰属する償還差益については、源泉所得税を課されない。

なお、日本国の居住者は、本社債の譲渡損益および償還差損益について、一定の条件で、他の社債や上場株式等の譲渡所得、利子所得および配当所得と損益通算および繰越控除を行うことができる。

本社債に係る譲渡益または償還差益で、日本国に恒久的施設を持たない日本国の非居住者および外国法人に帰属するものは、日本国の所得に関する租税は課されないと考えられる。

9 通知

本社債に関するすべての通知は、ロンドンで講読される代表的な英語の日刊新聞に掲載された場合に有効になされたものとみなされる。かかる新聞への掲載はロンドンのフィナンシャル・タイムズ紙になされる予定である。かかる通知は、最初に掲載された日付、または複数の新聞紙での掲載を要求される場合には、掲載を要求されるすべての新聞紙に最初に掲載された時点での日付をもって、なされたものとみなされる。

最終券面が発行されるまでは、ユーロクリアおよび／またはクリアストリームのために本社債を表章している大券が全部保管されている限り、かかる新聞への掲載の方法に代えて、本社債の所持人に対する連絡のためユーロクリアおよび／またはクリアストリームへ通知を交付するという方法をとることができる。かかる通知は、ユーロクリアおよび／またはクリアストリームに通知がなされた日からユーロクリアおよび／またはクリアストリームにおける1営業日後に本社債の所持人になされたものとみなされる。

本社債の所持人による通知は書面によるものとし、これを関連する本社債と共に主支払代理人に預託するものとする。大券が各本社債を表章している間も、本社債の所持人は、（場合により）主支払代理人および／またはユーロクリアおよび／またはクリアストリームが認める方法で、（場合により）主支

払代理人および／またはユーロクリアおよび／またはクリアストリームにかかる通知を行うことができる。

10 消滅時効

本社債は、関連日（以下に定義する。）から元本の支払については10年の期間内に元本に関して請求がなされない場合は失効する。

本項において、「関連日」とは、当該支払について最初に支払期日が到来した日、または支払われるべき金員の全額が当該期日までに主支払代理人により受領されていない場合は、当該金員の全額が受領され、その旨の通知が上記「9 通知」に従い本社債の所持人に対してなされた日を意味する。

11 情報開示の誓約

各本社債の所持人（本社債が名義人によりまたは決済機関において保有されている場合は、本社債の実質所有者）は、本社債もしくは本社債に係る権利を引き受けることまたは本社債もしくは本社債に係る権利を購入することにより、以下の事項に同意する。

- (a) 法務、税務または規制上の事項に関して、CACIB（またはCACIBのために行為する代理人）が合理的に要求する自らが入手可能なあらゆる情報および書類（CACIBに随時適用される法務、税務および規制上の要件にCACIBが従うために必要な情報または望ましい情報を含む。）をCACIB（またはCACIBのために行為する代理人）に対して提供すること。
- (b) 本社債の所持人の身元および当該所持人またはその後継の譲受人が本社債の購入にあたり使用する支払源を確認するためにCACIB（またはCACIBのために行為する代理人）が合理的に要求する自らが入手可能なあらゆる情報および書類をCACIB（またはCACIBのために行為する代理人）に対して提供すること。
- (c) CACIB（またはCACIBのために行為する代理人）が、適用される銀行秘密法および関連する秘密保持規定に従い、(i)かかる情報および書類ならびに本社債に対する投資に関するその他の情報を関連する政府当局、銀行監督当局、税務当局その他の規制当局に提供し、(ii)適用される法律または規制に従うために（あらゆる場合において、CACIBまたはその個別の代理人の単独の裁量により）必要または有用と考えられるその他の措置を講じ得ること。

12 準拠法および裁判管轄

本社債およびこれらに起因してまたはこれらに関連して生じる非契約的債務は英国法に準拠するものとし、これに従って解釈される。商事会社に関する1915年8月10日付ルクセンブルグ法（その後の改正を含む。）の第470-1条から第470-19条までの規定を含まない。

- (a) 当事者らは、英国の裁判所が本社債から生じ、または本社債に関して生ずるあらゆる紛争（本社債に起因してまたは本社債に関連して生じる非契約的債務に関する紛争を含む。）を解決する管轄権を有すること、したがって本社債から生じ、または本社債に関して生じる訴訟または手続（以下「訴訟手続」と総称する。）（本社債に起因してまたは本社債に関連して生じる非契約的債務に関する訴訟手続を含む。）をかかる裁判所に提起しなければならないことに合意する。

当事者らは、かかる訴訟手続の裁判管轄をかかるとする裁判所に置くことに対する現在または将来における異議申立ておよびかかる訴訟手続が不都合な法廷地で提起されたとの主張を、ここに取消不能の形で英国の管轄裁判所に提出し、放棄すると共に、英国の裁判所に提起されたかかる訴訟手続における判決が終局的なものであり、当事者らに対して拘束力を有し、他の法域における裁判所においても執行可能であることに關し、ここに取消不能の形で合意する。

- (b) 疑義を避けるため付言すると、上記(a)および本項(b)の規定は、規則(EU)第1215/2012号(以下「ブリュッセル改正規則」という。)に基づく当事者らの権利に影響を与えず、その規定の効力は、ブリュッセル改正規則に従い管轄権を有する裁判所の管轄権を制限しない。

本社債の条項を実施するための1999年契約(第三者の権利)法に基づくいかなる権利も付与されないが、同法とは無関係に存在しまたは行使可能な第三者の権利または救済手段に影響を及ぼすものではない。

CACIBは、現在英国ロンドン市 EC2A 2DA、アポルド・ストリート5、ブロードウォーク・ハウスに事務所を有するクレディ・アグリコル・CIB、ロンドン支店を本社債についての訴訟手続に関する英国における送達代理人に任命し、クレディ・アグリコル・CIB、ロンドン支店が送達代理人としての職務の遂行を停止したときまたは英国に事務所を有さなくなったときは本社債についての訴訟手続に関する英国における送達代理人として他の者を任命することを約束する。

本項の内容は、法律により認められる他の方法で訴状等の送達を行う権利に影響を及ぼすものではない。

CACIBは、代理契約、適用される捺印証書および英国法ディード・オブ・コベンナントのそれぞれに関して、英国の裁判所の管轄に服しており、かつ、上記と実質的に同様の条件で送達代理人を任命している。

「社債の概要」の規定が無効となった場合であっても、その他の規定の有効性に何らの影響を及ぼすものではない。

13 ベイルイン

(1) 承認

本社債のシリーズのその他の条項またはクレディ・アグリコル・CIBおよび本社債の所持人の間のその他の契約、取決めまたは合意にかかわらず、本社債を取得することにより、各本社債の所持人(本13項において、本社債の各実質的保有者を含む。)は、以下について承認し、受諾し、同意し、合意する。

- (a) 関連破綻処理当局(以下に定義する。)によるベイルイン権限(以下に定義する。)の行使の効果(以下に定めるもののいずれかまたはそれらの組合せを含むことがあり、また結果としてこれらを招来することがある。)に服すること。

(i) 本支払金額(以下に定義する。)の全部または一部の恒久的な減額

(ii) 本支払金額の全部または一部の、クレディ・アグリコル・CIBまたはその他の者の株式、その他の有価証券またはその他の債務への転換(それにとまう本社債の所持人に対するかかる株式、有価証券または債務の発行)(本社債の条項の修正、改定または変更による場合を含む。)。この場合、本社債の所持人は、本社債に基づく権利の代わりに、クレディ・アグリコル・CIBまたはその他の者のかかる株式、その他の有価証券またはその他の債務を受領することに同意する。

(iii) 本社債の消却

(iv) 本社債の償還期限の改定もしくは変更、または本社債に関して支払われるべき利息の金額もしくは当該利息の支払期日の変更（支払を一時的に停止することによるものを含む。）、および

(b) 本社債の条項は、関連破綻処理当局によるペイルイン権限の行使に服し、かかる権限の行使を有効にするために必要な場合、変更されることがあること。

本13項において、以下の用語は、以下の意味を有する。

「関連破綻処理当局」とは、金融健全性規制監督・破綻処理機構（以下「ACPR」という。）、単一破綻処理メカニズム規則に基づき設立された単一破綻処理委員会、および／または、その時々においてペイルイン権限を行使する権限を有し、またはペイルイン権限の行使に参加する権限を有するその他の当局（単一破綻処理メカニズム規則第18条に基づき行為する場合の欧州連合理事会および欧州委員会を含む。）を意味する。

「規制対象会社」とは、2015年8月20日付政令により改定されたフランス通貨金融法典第L. 613-34条第I項に規定される会社を意味し、一定の金融機関、投資会社およびフランスにおいて設立されたそれらの一定の親会社または持株会社を含む。

「ペイルイン権限」とは、金融機関および投資会社の再生ならびに破綻処理の枠組みを定める2014年5月15日付の欧州議会および欧州理事会の指令第2014/59/EU号（その後の改正を含み、以下「BRRD」という。）の国内法制化に係る、フランスの有効な法律、規制、規則または要件（2015年8月20日付フランス政令第2015-1024号（金融関連EU指令等の実施に必要な国内法令を整備するための諸規定に関する政令）（その後の改正を含み、以下「2015年8月20日付政令」という。）、単一破綻処理メカニズムおよび単一破綻処理基金の枠組み内での金融機関および一定の投資会社の破綻処理に関する統一的な規則および統一的な手続を定めると共に規則（EU）第1093/2010号を改正する2014年7月15日付の欧州議会および欧州理事会規則（EU）第806/2014号（その後の改正を含み、以下「単一破綻処理メカニズム規則」という。）に基づくもの、またはその他フランス法に基づき生じたものを含むがこれに限定されない。）、ならびにいずれの場合もそれらに従って制定された命令、規則および基準であって、それらに準拠して規制対象会社（もしくはその関連会社）の債務の（一部または全部の）減額、消却、停止、譲渡、変更もしくはその他何らかの改定、または規制対象会社（もしくはその関連会社）の有価証券の、かかる規制対象会社もしくはその他の者の株式、その他の有価証券もしくはその他の債務への転換が可能となるものに基づいてその時々存在する権限を意味する（破綻処理における措置後のペイルイン手法の実施、破綻処理手続が開始される前か破綻処理手続を伴わない減額もしくは転換権限の実施またはその他に関連しているかを問わない。）。

「本支払金額」とは、適用される「社債の概要」に従った、本社債に基づく支払をいう。

(2) 利息およびその他の支払金額の残高の支払

本支払金額の返済または支払がそれぞれ期日を迎える時点においてクレディ・アグリコル・CIBまたはクレディ・アグリコル・グループ企業に適用あるフランスおよび欧州連合における有効な法令に基づきクレディ・アグリコル・CIBが当該返済または支払を行うことが許される場合を除き、クレディ・アグリコル・CIBに関する関連破綻処理当局によるペイルイン権限の行使後は、いかなる本支払金額の返済または支払も支払期限が到来せず、支払もなされないものとする。

(3) 債務不履行事由を構成しないこと

クレディ・アグリコル・CIBに関する関連破綻処理当局によるベイルイン権限の行使の結果による本社債の消却、本支払金額の一部または全部の減額、本支払金額のクレディ・アグリコル・CIBまたはその他の者のその他の有価証券または債務への転換、および本社債に関する関連破綻処理当局によるベイルイン権限の行使は、いずれも債務不履行の事由には該当せず、またその他の契約上の義務の不履行を構成しないものとし、また、かかる本社債の所持人に対して救済（衡平法上の救済を含む。）

（当該救済は社債の要項により明示的に放棄される。）を受ける権利をもたらすものではないものとする。

(4) 本社債の所持人への通知

関連破綻処理当局により本社債に関するベイルイン権限が行使された場合、クレディ・アグリコル・CIBは、当該ベイルイン権限の行使について、上記「9 通知」に従い、可能な限り速やかにかかる本社債の所持人に対して書面により通知する。また、クレディ・アグリコル・CIBは、かかる通知の写しを情報提供のため主支払代理人に交付するものとするが、主支払代理人は、かかる通知をかかると本社債の所持人に送付する義務を負わないものとする。クレディ・アグリコル・CIBが通知を遅滞した場合、またはかかる通知を怠った場合であっても、かかる遅滞または懈怠は、ベイルイン権限の有効性および執行可能性に影響を及ぼさず、また上記(1)に記載される本社債に対する効力に影響を及ぼさない。

(5) 代理人の義務

関連破綻処理当局によりベイルイン権限が行使された場合に、関連破綻処理当局によるベイルイン権限の行使に関連して(a)代理人は本社債の所持人からいかなる指示も受ける必要がなく、(b)代理人は代理契約に基づきいかなる義務も課されていないことについて承認し、受諾し、同意し、合意する。

上記にかかわらず、関連破綻処理当局によるベイルイン権限の行使の完了後、引き続き未償還の本社債がある場合（例えば、ベイルイン権限の行使の結果、本社債の元金の一部の減額しかされなかった場合）、クレディ・アグリコル・CIBおよび代理人が代理契約の改定に従って合意する場合その合意の範囲内で、代理契約に基づく代理人の義務は、かかるベイルイン権限の行使の完了後も、引き続き本社債に関して適用があるものとする。

(6) 按分

関連破綻処理当局によるベイルイン権限が本支払金額の総額よりも少ない金額に関して行使された場合、代理人がクレディ・アグリコル・CIBまたは関連破綻処理当局により別途指示を受けた場合を除き、ベイルイン権限に基づいて関連シリーズの本社債に関して行われる消却、減額または転換は、按分計算により行われる。

(7) 包括的条項

本13項に定める事項は、上記の事項につき唯一網羅的なものであり、クレディ・アグリコル・CIBおよび本社債の所持人間のその他のいかなる契約、取決めまたは合意をも除外するものとする。

14 その他

(1) 代わり社債券

本社債が紛失、盗失、毀損、汚損または滅失した場合、主支払代理人の所定の事務所において、これにつき生じる費用を請求者が支払い、かつ、CACIBが合理的に要求する証拠および補償の提出を条件として、代わり券を発行することができる。毀損または汚損した本社債については、代わり券が発行される前にこれを提出しなければならない。

(2) 代理契約

本社債は、CACIB、主支払代理人兼銀行代理人としてのCACEISバンク ルクセンブルグ支店（以下「主支払代理人」（承継者たる主支払代理人を含む。）および契約に記載されるその他支払代理人（主支払代理人と共に、以下「支払代理人」または「代理人」と総称され、追加のまたは承継者たる支払代理人を含む。））およびその他の当事者との間の2019年5月8日付の改定代理契約（かかる代理契約は随時改訂および／または補足および／または修正される。以下「代理契約」という。）に従い、その利益を享受する。

(3) 承継

(a) 承継に関する前提条件

本社債に関連して、CACIB（かかる用語は、本項(3)においてのみ、本項(3)に基づき承継した前任者を含む。）は、本社債の所持人の同意なしに、主要な債務者としてCACIBに指名された他の会社（以下「承継債務会社」という。）に代替および承継することができる。ただし、以下の事項を条件とする。

(i) (A) 承継債務会社は、代理契約の別紙の様式または実質的にその様式と同じ様式の捺印証書を作成するものとし、当該書類の下で、承継債務会社は、CACIBに代わり、本社債の主要な債務者として、本社債、代理契約および適用されるディード・オブ・コベナントにその名称が記載されていたかのように、各本社債の所持人のために、「社債の概要」ならびに代理契約および適用されるディード・オブ・コベナントの規定に従うことを約束し、(B) CACIBは、代理契約の別紙の様式または実質的にその様式と同じ様式の保証状を作成するものとし、それに基づきCACIBは、主要な債務者として承継債務会社の支払うべき金額の全額の支払を、各本社債の所持人に対して無条件かつ取消不能の形で保証し、また(C) 承継債務会社およびCACIBは、承継が完全な効力を有するために必要なその他の書類（もしあれば）（上記捺印証書および保証状とあわせて以下「書類」という。）を作成する。

(ii) 上記(i)または下記(iii)の一般性を害することなく、承継債務会社が、フランス以外の領土において税務の観点から設立、所在または居住している場合、本社債の所持人が、承継により、かかる承継が行われなかった場合よりも不利な立場とならないために、書類は、承継債務会社による誓約および／または各本社債の所持人が誓約による利益を確実に受けるために必要な上記「8 課税上の取扱い (1) フランスの租税」の条項（フランスに関する内容については、承継債務会社が税務の観点から設立、所在または居住する1つまたは複数の領土に関する内容に承継することができる。）に相当する表現のその他の条項を含むものとする。

- (iii) 書類は、承継債務会社およびCACIBによる以下の表明および保証を含むものとする。(A) 承継債務会社およびCACIBは、かかる承継ならびに承継債務会社およびCACIBの義務に関するCACIBによる保証の付与ならびに書類に基づく承継債務会社およびCACIBのそれぞれの義務の履行に必要な一切の政府および規制当局による許可および同意を取得しており、かかる許可および同意がすべて完全に有効であること。(B) 書類に基づいて各承継債務会社およびCACIBが各々負う義務は、いずれもそれぞれの条項に従って適法であり、有効かつ拘束力を有していること。
- (iv) 承継債務会社は、主支払代理人に対し、主要な法律事務所から承継債務会社を代理して提出される、法律意見書を交付しまたは交付させるものとするが、かかる意見書は、書類が作成された場合、書類は適法であり、有効かつ拘束力を有する承継債務会社の義務を構成する旨の意見書であり、CACIBから承継債務会社への承継の日付の前7日以内の日付で作成され、主支払代理人の所定の事務所において本社債の所持人による閲覧に供されることを要する。
- (v) CACIBは、主支払代理人に対し、主要な法律事務所からCACIBを代理して提出される、法律意見書を交付しまたは交付させるものとするが、かかる意見書は、書類（該当する場合、承継債務会社に関してCACIBにより付与された保証を含む。）が作成された場合、書類は適法であり、有効かつ拘束力を有するCACIBの義務を構成する旨の意見書であり、CACIBから承継債務会社への承継の日付の前7日以内の日付で作成され、主支払代理人の所定の事務所において本社債の所持人による閲覧に供されることを要する。
- (vi) CACIBは、主支払代理人に対し、英国の主要な法律事務所から提出される、法律意見書を交付しまたは交付させるものとするが、かかる意見書は、書類（該当する場合、承継債務会社に関してCACIBにより付与された保証を含む。）が作成された場合、書類は英国法上適法であり、有効かつ拘束力を有する当事者らの義務を構成する旨の意見書であり、CACIBから承継債務会社への承継の日付の前7日以内の日付で作成され、主支払代理人の所定の事務所において本社債の所持人による閲覧に供されることを要する。
- (vii) 承継債務会社は、本社債に起因しまたはこれらに関連して生じる訴訟または法的手続に関して、承継債務会社に代わり送達を受ける英国の代理人として、上記「12 準拠法および裁判管轄」においてCACIBにより任命された送達代理人または英国に事務所を有する他の者を任命していること。
- (b) 承継債務会社による引受け
- 上記(a)(i)に定める書類が作成された場合で、かかる条項のその他の要件が満たされた場合、(A) 承継債務会社は、CACIBに代わり、主要な債務者として本社債にその名称が記載されたものとみなされ、(B) これに基づき、本社債、適用されるディード・オブ・コベナントおよび代理契約は、承継が効力を有するよう修正されたものとみなされ（文脈上、許される場合、フランスに関する内容については、承継債務会社が設立された地域に関する内容に承継させることを含む。）、(C) CACIBは、本社債について主要な債務者としての一切の義務を免除される。

(c) 書類の預託

本社債が未償還であり、かつ承継債務会社またはCACIBに対して本社債または書類に関し本社債の所持人によりなされた請求につき終局判決、和解または免責がなされていない限り、書類は、主支払代理人に預託され保管される。書類において承継債務会社およびCACIBは、各本社債の所持人が、本社債または書類につき強制執行するため、書類を作成する権利を認めるものとする。

(d) 承継通知

書類の作成後15日以内に、承継債務会社は、かかる承継について上記「9 通知」に従って、本社債の所持人に対して通知するものとする。疑義を避けるため付言すると、かかる通知が送付されなかった場合も、承継は無効とはならない。

(e) 税効果

かかる変更または承継のかかる権利に関連して、CACIBは、目的を問わず、特定の地域に住所を置くもしくは居住しているもしくはその他特定の地域と関係を有しているまたは特定の地域の裁判管轄に服することにより生じる本社債の所持人である個人に対するかかる権利の行使の効果を考慮する義務を負わず、また本社債の所持人は、かかる変更または承継によるかかる本社債の所持人に対する税効果に関するいかなる補償または支払もCACIBに要求する権利を有しないものとする。

(4) 様式、額面および所有権

本社債は、無記名式（以下「無記名式社債」という。）であり、（最終券面の場合は）社債券番号が付され、トルコ・リラ建て、各社債券の額面金額は10,000トルコ・リラである。

以下に記載される条件に従って、本社債の所有権は、受渡により移転する。CACIBおよびいずれの代理人も（支払期日が到来しているか否かを問わず、また、本社債の所有に係る注記、券面上の記載または本社債の以前の紛失もしくは盗失の注記にかかわらず）本社債の持参人を（法律に別段の定めがない限り）その完全な権利者とみなして取り扱うことができる。ただし、大券の場合には、次の段落に定める規定の適用を妨げない。

いずれかの本社債がユーロクリアおよび／またはクリアストリームのために保有されている無記名式大券により表章されている間は、当該時点においてユーロクリアまたはクリアストリームの名簿に特定の額面金額の当該本社債の所持人として登録されている者（ユーロクリアおよびクリアストリームを除く。）（この場合、いずれかの者の口座に貸記されているかかる本社債の額面金額に関してユーロクリアまたはクリアストリームが発行した証明書その他の書類は、明白な誤りまたは立証された誤りがある場合を除き、すべての点において最終的で拘束力を有する。）は、CACIBおよび代理人によりすべての点（本社債の額面金額に係る元金の支払に関する事項を除く。かかる事項については、大券の条項に従い、無記名式大券の所持人が、CACIBおよび代理人により額面金額の当該本社債の所持人として取り扱われるものとし、「本社債の所持人」およびこれに関連する用語はこれに従って解釈される。）において当該額面金額の本社債の所持人として取り扱われる。

無記名式社債は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSに依拠して米国外で発行される。

本社債は、無記名式、かつ当初仮大券の形態で発行され（以下「仮無記名大券」という。）、当該仮無記名大券はトランシェの当初の発行日以前にユーロクリアおよびクリアストリームの共通保管機関に引き渡される。

無記名式社債が仮無記名大券によって表章されている間は、交換日（以下に定義する。）より前に支払期日の到来する本社債に係る元金およびその他の支払は、合衆国財務省規則により定められている通り、かかる無記名式社債の持分の実質所有者が米国人でなくかつ米国人に転売するために購入した者でないことの証明書（様式は後に提供される）をユーロクリアおよび／またはクリアストリームが受領し、さらに場合により、ユーロクリアおよび／またはクリアストリームが（受領した証明書に基づく）かかる証明書を主支払代理人に交付した場合に限り行われる。

仮無記名大券発行後40日目の日（以下「交換日」という。）以後、かかる仮無記名大券の持分は、証明書が既に交付されている場合を除き、上記の証明書と引き換えに、同シリーズの恒久無記名大券の持分と（手数料なしで）要求に応じて交換される。ただし、米国における購入者および一定の米国人は、最終無記名券面を受領することはできない。仮無記名大券の所持人は、正当な証明を行ったにもかかわらず、仮無記名大券の恒久無記名大券の持分または最終無記名券面との交換が不当に留保または拒絶された場合を除き、交換日以降、支払期日を迎えた元金またはその他の金額の支払を受ける権利を有しない。

恒久無記名大券の元金またはその他の金額の支払は、証明書を要せずに、ユーロクリアおよび／またはクリアストリームを通じて行われる。

恒久無記名大券は、交換事由（以下に定義する。）が発生した場合にのみ、その全部（一部は不可）を最終無記名券面と（手数料なしで）交換される。「交換事由」とは、(i)債務不履行事由が発生し、継続しているとき、(ii)ユーロクリアおよびクリアストリームの双方が、連続する14日間業務を停止し（法律等に基づく休日を理由とする場合を除く。）、恒久的に業務を停止する意向を表明し、もしくは実際に恒久的に業務を停止した旨の通知をCACIBが受け、かつ、いずれの場合も後継の決済機関がないとき、または(iii)CACIBの所在地における法改正により、本社債が最終無記名券面の様式の本社債により表章されていたなら被らなかつたであろう、不利益な税務効果をCACIBが被るかもしくは被ることとなるときをいう。CACIBは、交換事由が発生した場合、本社債の所持人に対し、上記「9 通知」に従い直ちに通知を行う。交換事由が発生した場合、（かかる恒久無記名大券の持分の所持人の指示に従い行為する）ユーロクリアおよび／またはクリアストリームは、主支払代理人に対し交換請求の通知を行うことができ、上記(iii)に規定される交換事由が発生した場合には、CACIBも主支払代理人に対し交換請求の通知を行うことができる。かかる交換は、主支払代理人が最初の当該通知を受領した日から45日以内に行われる。

次の文言が、すべての無記名式社債に記載される。

「本証券を保有する合衆国人は、内国歳入法（その後の改正を含む。）第165(j)条および第1287(a)条に定める制限を含む合衆国所得税法上の制限に服する。」

上記文言に言及された条文は、米国の本社債の所持人が、一定の例外を除き、無記名式社債に関する損失を税務上控除することができず、また、かかる社債に係る売却、処分、償還または元金の支払による利益について譲渡益課税の適用を受けることができない旨を定めている。

恒久無記名式の大券により表章される本社債はその時点におけるユーロクリアまたは（場合により）クリアストリームの規則および手続に従ってのみ、これを譲渡することができる。

(5) 代理人

(a) 一般事項

支払代理人およびその当初の所定の事務所は、以下の通りである。

支払代理人

CACEISバンク ルクセンブルグ支店

(CACEIS Bank, Luxembourg Branch)

ルクセンブルグ L-2520、アレ・シャファー5番

(5, Allée Scheffer, L-2520 Luxembourg)

CACIBは、以下のすべての条件を満たす場合には、代理人の指名を変更もしくは終了させる権利および／または追加のもしくはその他の代理人を指名する権利および／または代理人の所定の事務所の変更を承認する権利を有する。

(i) 主支払代理人を常置すること

(ii) ヨーロッパ大陸内の管轄区域に支払代理人を常置すること

変更、終了、指名または移行は、上記「9 通知」に従って、本社債の所持人に対する30日以上の事前の通知がなされた後にのみ（支払不能の場合には直ちに）効力を生じるものとする。

代理人は、代理契約に基づき職務を行う際に、CACIBの代理人としてのみ職務を行い、本社債の所持人に対して義務を負わず、また、本社債の所持人と代理または信託の関係を有しない。代理契約には、代理人が合併もしくは変更した事業体、代理人が統合した事業体または代理人が承継者たる代理人となるためその資産のほぼすべてを譲渡した事業体を許可する条項も含まれている。

(b) 計算代理人

CACIBは、本社債が未償還である限り、1名以上の計算代理人を常置するものとする。本社債に複数の計算代理人が選任される場合、本社債の要項における計算代理人に関する言及は、各計算代理人が本社債の要項の規定に従いそれぞれ職務を果たすものと解釈される。

計算代理人が代理人として行為できないもしくはそのつもりがない場合、または計算代理人が本社債の要項もしくは計算代理契約により課される職務もしくは義務の遂行に失敗した場合、計算代理人は速やかにCACIBおよび代理人に通知するものとし、CACIBは、（下記記載の市場に積極的に参入している事務所を通じて活動している）計算代理人により行われる計算または決定に最も密接に関連している銀行間市場（または適切な場合、金融、スワップもしくは店頭指数オプション市場）に従事している大手銀行または金融機関をその代理として指名するものとする。計算代理人は、承継者を指名することなしにその職務を退くことはできない。

疑義を避けるため付言すると、上記規定は、あらゆる社債に関して、CACIBが計算代理人として行為するよう関連会社を指名することを妨げるものではない。

CACIBは、計算代理契約に従いあらゆる時点において計算代理人の指名を変更または取り消す権利を留保する。ただし、本社債の要項により必要とされる場合で、計算代理人が常に存在するときに限る。計算代理人の指名の取消に係る通知は、上記「9 通知」に従い本社債の所持人に通知される。

社債の各シリーズに関連して、計算代理人（それがCACIB、関連会社またはその他の事業体であるかを問わない。）は、CACIBの代理人としてのみ職務を行い、本社債の所持人に対して義務を負わず、また、本社債の所持人と代理または信託の関係を有しない。

計算代理人は、CACIBの同意を得て、適切と認められる第三者に義務または職務を委任することができ、かかる委任による決定または計算は、計算代理人による決定または計算とみなされる。

「社債の概要」において、「関連会社」とは、ある事業体（以下「第一事業体」という。）に関して、第一事業体により直接的もしくは間接的に支配（以下に定義する。）されている事業体、第一事業体を直接的もしくは間接的に支配している事業体または第一事業体と共通の支配下にある事業体をいう。なお、ここで、「支配」とは、事業体の議決権の過半数の所有を意味する。

(c) 決定

別段の記載がある場合を除き、本社債の要項におけるすべての決定および計算は計算代理人によってなされる。

本社債の要項に従ってCACIBおよび／または計算代理人によってなされた決定、判断または修正は、適用される法律により認められる限度で、明確な定めがない限り、（明白な誤りがある場合を除き）最終的なものであり、CACIB、代理人および本社債の所持人に対して拘束力を有する。

とりわけ、上記「1 利息」および「2 償還および買入れ」に記載される規定のために、付与、表示、行為または取得される証明書、連絡、意見、決定、計算、引用および判定は、代理人もしくは（該当する場合）計算代理人またはCACIBにより成されたか否かにかかわらず、適用される法律により認められる限度で、（明白な誤りがある場合を除き）CACIB、主支払代理人、計算代理人（該当する場合）、その他支払代理人ならびにすべての本社債の所持人に対して拘束力を有し、また、かかる規定に従った権限、義務および裁量の行使または不行使に関して、CACIB、本社債の所持人に対して負う責任は、（明白な誤りがある場合を除き）主支払代理人または（該当する場合）計算代理人に対しては帰属しない。

本社債の要項に従い決定、判断または修正を行う際、CACIBおよび／または計算代理人は、個別の本社債の所持人（その数を問わない。）に特有の状況により発生する利益を考慮せず、とりわけ、特定の地域もしくはその政治的地域区分における裁判管轄にいかなる目的により住居を定めもしくは居住し、またはそうでなければ関係もしくは属することに起因する個別の本社債の所持人（その数を問わない。）についての決定の結果を考慮しないが、考慮しない要素はこれに限られない。また、計算代理人または本社債の所持人は、CACIB、計算代理人またはその他の者より、個別の本社債の所持人に対する課税上の取扱いに係る決定に関する補償または支払を請求する権利を有しない。

本社債の要項に別段の定めがある場合を除き、CACIBまたは計算代理人は、その単独の絶対的な裁量により行為する権利を有し、誠実に行為をするものとする。

(6) 追加発行

CACIBは、本社債の所持人の同意を得ることなく、本社債と同じ要項の社債を随時成立させ発行し、かかる社債を未償還の本社債と統合して単一のシリーズとすることができる。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

銀行再生および破綻処理に関する欧州およびフランスの法律に基づき、本社債は強制的な削減または株式転換の対象となる可能性がある。

2014年7月2日、金融機関および投資会社の再生および破綻処理に関する枠組みを設定する、欧州議会および理事会による2014年5月15日付指令第2014/59/EU（以下「BRRD」という。）が施行された。指令であるBRRDは、フランスにおいては直接適用されず、国の法令に置き換えられなければならなかった。フランスの2015年8月20日付命令第2015-1024号は、2015年9月17日付指令第2015-1160号および2015年9月11日付の3つの指令と共に、かかる目的のために、BRRDをフランス法に置き換え、フランス通貨金融法典を修正したものである。当該フランスの命令は、BRRDの実施を明確にする規定も組み込んでいる2016年12月9日付法第2016-1691号（Loi n° 2016-1691 du 9 décembre 2016 relative à la transparence, à la lutte contre la corruption et à la modernisation de la vie économique）により承認された。

BRRDならびに欧州議会および理事会による2014年7月15日付規則（EU）第806/2014号（以下「SRM規則」という。）に定められた目的は、金融機関および投資会社の再建および破綻処理に関するEU全体にわたる枠組みを設定することである。BRRDにより設定される枠組みは、特に、金融機関の破綻による経済および金融システムに対する影響（納税者の損失エクスポージャーを含む。）を最小限にする一方で、その重要な金融機能および経済機能を確実に継続させるために、不安定かつ経営難の金融機関に十分早くかつ迅速に介入する、信頼できる手法一式を各EU加盟国に指定された当局（以下「破綻処理当局」という。）に提供するために必要とされると定められている。SRM規則に基づき、集中的な破綻処理の権限が設定され、単一破綻処理委員会（以下「SRB」という。）および国家の破綻処理当局に委託された。

BRRDおよびSRM規則において破綻処理当局に与えられる権限は、資本調達商品（劣後債を含む。）および適格債務（ジュニア債ではすべての損失を吸収するには不十分と判明した場合、本社債等の優先債を含む。）を、設定された優先順位に従い破綻処理中の発行機関の損失を吸収することを確実にするために、削減／転換する権限（以下「ベイルイン手法」という。）を含んでいる。BRRDを実施するフランス通貨金融法典において、破綻処理の条件は、(i)破綻処理当局または関連する監督当局が、当該機関が破綻に陥っているかもしくは陥るおそれがあると判断した場合、(ii)破綻処理措置以外の方策により破綻が回避されることを合理的な時間枠で合理的に見込めない場合、かつ(iii)破綻処理措置が破綻処理の目的を達成するために必要であり、通常の倒産手続に基づく機関の清算がこれらの破綻処理の目的を同程度に満たしていない場合に満たされたとみなされる。

破綻処理当局はまた、かかる削減もしくは転換の権限を行使しない限り、当該金融機関もしくは当該グループがもはや存続不可能であると判断した場合、または当該金融機関が特別な公的財政支援を必要とする場合（特別な公的財政支援が、フランス通貨金融法典第L. 613-48条第3項第3号に定義される形式で提供される場合を除く。）、破綻処理措置とは無関係に、または破綻処理の条件が満たされているときには破綻処理と組み合わせて、資本調達商品（劣後債を含む。）を削減または株式へ転換する可能性がある。

ペイルイン手法は、結果として、本社債の完全な（すなわちゼロへの）もしくは部分的な削減もしくは普通株式もしくは持分証券への転換、または本社債の条項の変更（例えば、満期および／もしくは支払われる利息が変更になる可能性があり、支払の一時停止が命令される可能性もある。）を生じさせる可能性がある。特別な公的財政支援は、ペイルイン手法を含む破綻処理措置を可能な限り最大限評価および適用した後においてのみ、最後の手段として用いられるべきである。さらに、CACIBの財務状態が悪化した場合には、ペイルイン手法が存在することにより、かかる権限が存在しなかった場合よりも急速に本社債の市場価格または価値が下落する可能性がある。

ペイルイン手法に加え、BRRDは、破綻処理の条件を満たす金融機関に関し、その他の破綻処理手法を実施するため、より広範な権限を破綻処理当局に付与する。かかる権限は、金融機関の事業の売却、承継機関の設立、資産の分割、社債に関する債務者としての金融機関の代替または承継、社債の条件の修正（満期および／もしくは支払われる利息額の変更ならびに／もしくは支払の一時停止の命令）、経営陣の解任、暫定管財人の任命ならびに金融商品の上場および取引許可の廃止を含む可能性があるが、これらに限定されない。

破綻処理手法の実施または関連する資本調達商品の削減または転換を行う権限の行使の前に、破綻処理当局は、金融機関の資産および負債の公正、慎重かつ現実的な評価が、いかなる公的機関からも独立した者により実施されていることを確認しなければならない。

2016年1月1日以降、フランスの与信機関、投資会社および金融機関は、フランス通貨金融法典第L. 613-44条に従い、自己資本および適格債務の最低基準（以下「MREL」という。）を常に満たしていなければならない。MRELは、金融機関の負債および自己資本に対する割合として表示され、金融機関がペイルイン手法の有効性を阻害する形で負債を構成することを避けることを目的としている。

SRM規制の規定に従い、適用ある場合、SRBは、BRRDにより指定された国家の破綻処理当局を、意思決定過程に関するすべての面について代替し、BRRDにより指定された国家の破綻処理当局は、SRBにより適用された破綻処理スキームの実施に関し、継続して事業を行う。銀行の破綻処理計画の準備に係るSRBおよび国家の破綻処理当局の協力に関する規定は2015年1月1日より適用され、SRMは2016年1月1日以降に完全稼働する。

フランスのBRRDを実施する規定に基づく破綻処理手法の適用またはCACIBに関するかかる適用の提案は、本社債の所持人の権限、本社債への投資に係る価格もしくは価値および／またはCACIBが本社債に基づく債務を満足させるという能力に重大な悪影響を与える可能性がある。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部 【参照情報】

第 1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（平成30年12月期）（自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日）
令和元年5月23日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

半期報告書
令和元年6月中間期（自 平成31年1月1日 至 令和元年6月30日）
令和元年9月9日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

該当事項なし

4 【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし

5 【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし

6 【外国会社臨時報告書】

該当事項なし

7 【訂正報告書】

有価証券報告書の訂正報告書（上記 1 に係る訂正報告書）

令和元年9月27日関東財務局長に提出

半期報告書の訂正報告書（上記 2 に係る訂正報告書）

令和元年9月27日関東財務局長に提出

第 2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および半期報告書（それぞれの訂正報告書を含む。）（以下「有価証券報告書等」という。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（令和2年1月7日）までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、本発行登録追補書類提出日（令和2年1月7日）現在、当該事項に係るCACIBの判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

第 3 【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項なし

2018年8月24日現在

発行登録書の提出者が金融商品取引法第5条第4項各号
に掲げる要件を満たしていることを示す書面

会社名 クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク
(以下「当社」という。)
代表者の役職氏名 ベンジャミン・ランベール
マネージング・ディレクター・グローバル・マーケット・ディビジョン

- 1 当社は1年間継続して有価証券報告書を提出している。
- 2 当社は、本邦において発行登録書の提出日（平成30年8月24日）以前5年間にその募集または売出しに係る有価証券届出書または発行登録追補書類を提出することにより発行し、または交付された社債券の券面総額または振替社債の総額が100億円以上である。

(参考)

(平成26年6月27日(受渡日)の売出し)

クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク

2020年2月3日満期 円建 為替トリガー早期円償還条項 デジタルクーポン

ブラジルリアル／日本円連動社債

券面総額または振替社債の総額 219億3,900万円

事業内容の概要および主要な経営指標等の推移

1. 事業内容の概要

クレディ・アグリコル・CIB（以下「当社」という。）は、ファイナンス事業、キャピタル・マーケットおよび投資銀行事業ならびにウェルス・マネジメント事業の3つの事業部門を中心に組織されている。

ファイナンス事業では、ストラクチャード・ファイナンスおよび商業銀行事業を統合している。

キャピタル・マーケットおよび投資銀行の事業には、キャピタル・マーケット事業に加えて投資銀行事業が含まれる。

ウェルス・マネジメント事業は、2016年1月よりインドスエズ・ウェルス・マネジメントの世界的な商標に基づき、各々の希望に最も沿う方法で各個人顧客が資産を運用、保護、移転することを可能にする、顧客に応じたアプローチを提供している。

2. 主要な経営指標等の推移

(1) 当社の最近5事業年度に係る主要な経営指標等の推移

区分	2018年	2017年	2016年	2015年	2014年
年度末資本金（ユーロ）	7,851,636,342	7,851,636,342	7,851,636,342	7,327,121,031	7,254,575,271
発行済株式総数	290,801,346	290,801,346	290,801,346	271,374,853	268,687,973
実現取引合計の業績（百万ユーロ）					
総収益（税金を除く。）	11,138	9,470	7,306	7,808	8,178
税金、減価償却費および引当金控除前利益	1,004	3,017	1,223	770	48
法人所得税	(415)	(514)	279	(45)	(77)
税金、減価償却費および引当金控除後利益	1,272	2,613	682	434	1,318
配当支払額	489	1,236	983	899	999
1株当たり利益（ユーロ）					
税引後利益（減価償却費および引当金控除前）	(注5) 2.72	(注4) 8.61	(注3) 5.34	(注2) 2.70	(注1) 0.46
税金、減価償却費および引当金控除後利益	(注5) 4.37	(注4) 8.98	(注3) 2.42	(注2) 1.62	(注1) 4.90
1株当たり配当金	1.68	4.25	3.38	3.34	3.72
人件費					
従業員数	(注6) 7,371	(注6) 6,768	(注6) 6,473	(注6) 6,222	(注6) 6,241
事業年度内に支払われた賃金および給与（百万ユーロ）	1,037	1,014	1,000	961	942
従業員給付金および社会保障（百万ユーロ）	347	323	304	283	276
給与支払税（百万ユーロ）	42	39	35	39	39

(注1) 2014事業年度末現在における、自己株式を除く発行済株式総数（268,687,973）に基づいて計算された。

(注2) 当該期間中における、発行済普通株式数の加重平均（268,791,031）に基づいて計算された。

- (注3) 当該期間中における、発行済普通株式数の加重平均 (281,517,355) に基づいて計算された。
- (注4) 2017事業年度末現在における、自己株式を除く発行済株式総数 (290,801,346) に基づいて計算された。
- (注5) 2018事業年度末現在における、自己株式を除く発行済株式総数 (290,801,346) に基づいて計算された。
- (注6) 平均従業員数である。

(2) 最近5連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

(単位：百万ユーロ)	2018年 12月31日		2017年 12月31日		2016年 12月31日		2015年 12月31日		2014年 12月31日 (注4)	
	当社	基礎的 CIB (注1)	当社	基礎的 CIB (注1)	当社	基礎的 CIB (注1)	当社	CIB修正 再表示後 (注3)	当社	CIB修正 再表示後 (注5)
銀行業務純収益	5,276	4,409	4,999	4,587	4,936	4,427	5,205	4,106	4,352	3,918
営業総利益	1,955	1,799	1,814	2,027	1,856	1,902	2,138	1,624	1,574	1,682
当期純利益 - 当行グループの持分 (注2)	1,479	1,372	1,156	1,286	1,182	1,226 (注6)	958	1,017	1,050	1,166

- (注1) 2018年度、2017年度および2016年度におけるローン・ヘッジおよびNBIにおけるDVAの影響ならびに税、2017年度における持分法 (EM) の純利益の一部としてのBSFの売却に係る利得、ならびに2017年度における例外的税による修正再表示後。
- (注2) 2017年度および2016年度におけるリスク費用の法的引当金を含む。
- (注3) ローン・ヘッジおよびNBIにおけるDVAの影響ならびに2015年度におけるOFACの訴訟引当金による修正再表示後。
- (注4) 2014年度に公表された財務書類と比較し、IFRIC第21号の実施による修正再表示後。
- (注5) ローン・ヘッジ、DVAの経常的な影響、FVAの初日の影響 (2014年度) ならびにNBIにおけるCVA、DVAおよびFVAの方法の変更 (2014年度) による修正再表示後。
- (注6) ローン・ヘッジおよびNBIにおけるDVAの影響 (それぞれマイナス25百万ユーロおよびマイナス37百万ユーロ) による修正再表示後。2016年度有価証券報告書では、ローン・ヘッジおよびNBIにおけるDVAの影響 (それぞれマイナス25百万ユーロおよびマイナス37百万ユーロ) ならびに法的引当金 (マイナス100百万ユーロ) による修正再表示後。

(単位：十億ユーロ)	2018年12月31日	2017年12月31日	2016年12月31日	2015年12月31日	2014年12月31日 (注1)
資産合計	511.7	488.6	524.3	549.3	644.1
顧客貸出金総額	136.6	138.1	139.0	133.6	123.3
運用資産額 (ウェルス・マネジメント事業)	122.8	118.3	110.0	109.6	101.6

- (注1) IFRIC第21号の実施に関する会計方針の変更による影響を考慮している。

(単位：十億ユーロ または%)	2018年12月31日	2017年12月31日	2016年12月31日	2015年12月31日 (注1)	2014年12月31日 (注1)
株主持分 (純収益を含む。)	20.3	18.9	19.5	17.5	16.1
ティアⅠ資本	19.0	18.2	19.2	17.2	16.0
バーゼルⅢリスク加重 資産	118.9	112.0	123.2	124.3	118.6
CET1比率	11.5%	12.0%	11.7%	10.4%	10.6%
ティアⅠ・ソルベン シー比率	16.0%	16.2%	15.6%	13.8%	13.5%
ソルベンシー比率合計	18.9%	19.0%	18.1%	15.2%	13.8%

(注1) バーゼルⅢの数値である。

収益の事業部門別内訳 (注1)

(単位：%)	2018年12月31日	2017年12月31日	2016年12月31日
ファイナンス事業	48	43	43
資本市場および 投資銀行	37	43	42
ウェルス・マネジメント	16	14	14

(注1) ローン・ヘッジおよびNBIにおけるDVAの影響ならびに2018年度、2017年度および2016年度における税、2017年度における持分法 (EM) の純利益の一部としてのBSFの売却に係る利得、ならびに2017年度における例外的税による修正再表示後。

銀行業務総収益の地域別内訳

(単位：%)	2018年12月31日	2017年12月31日	2016年12月31日
フランス	40	36	31
欧州	28	29	29
海外	32	35	41

FTE (常勤従業員数)	2018年12月31日	2017年12月31日	2016年12月31日	2015年12月31日	2014年12月31日
フランス	4,989	4,499	4,298	4,135	4,090
海外	6,555	6,202	5,869	5,767	5,630
合計 (注1)	11,544	10,701	10,167	9,902	9,720

(注1) ウェルス・マネジメント事業に、2018年度は3,219人、2017年度は3,014人、2016年度は2,772人、2015年度は2,757人および2014年度は2,607人が従事している。

(3) 最近3中間連結会計期間に係る主要な経営指標等の推移

(単位：百万ユーロまたは%)	2019年6月30日	2018年6月30日	2017年6月30日
総資産額	562,328	514,787	506,893
顧客に対する貸出金および債権	141,179	131,251	133,830
顧客に対する債務	129,145	110,022	109,317
株主持分	21,524	19,214	19,217
ティア1比率	15.8% (CRD4 段階適用) 14.7% (CRD4 完全実施)	14.7% (CRD4 段階適用) 13.2% (CRD4 完全実施)	16.2% (CRD4 段階適用) 14.1% (CRD4 完全実施)

(単位：百万ユーロ)	2019年6月30日	2018年6月30日	2017年6月30日
収益	2,764	2,833	2,573
営業総利益	1,004	1,099	922
営業利益	945	1,081	697
税引前利益	950	1,082	827
当期純利益－ 当行グループの持分	692	774	632

以 上